

中小企業融資規程実施要領

制 定 平成10年3月30日 9中第589号
最終改正 令和7年3月26日 6経創第571号

中小企業融資規程（平成26年3月24日25経第213号。以下「規程」という。）の取扱いに関する細目について次のように定める。

第1 第1条関係

制度融資は、一般の金融ベースに乗り難い中小企業の資金充足を図り、将来企業が独自の力と信用において民間金融機関との取引の正常化が図られる一手段として実施する中小企業金融の補完措置であり、かつ、この融資を通じて県施策に適合する方向へ中小企業者を誘導・援助し、もって中小企業の振興を図ることを目的として設けられた施策金融である。

したがって、制度融資のあっせん、融資に当たっては、県行政の施策に沿ってその効果が十分あがるよう配慮するものとする。

第2 第2条関係

1 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号。以下「信用保険法」という。）第2条第1項第1号、第2号、第5号及び第6号に規定する中小企業者とは、次のいずれかに該当する者であること。

(1) 信用保険法第2条第1項第1号に規定する中小企業者とは、中小企業信用保険法施行令第1条に規定する業種（以下、「保証対象業種」という。）を営む者で次のとおりであること。

業 種	会 社		個 人
	資 本 金 (出 資 金)	常時使用する 従 業 員 数	常時使用する 従 業 員 数
下記以外の産業	3億円以下	300人以下	300人以下
小 売 業	5千万円以下	50人以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下	100人以下
卸 売 業	1億円以下	100人以下	100人以下

(2) 信用保険法第2条第1項第2号に規定する中小企業者とは、次のとおりであること。

業 種	会 社		個 人
	資 本 金 (出 資 金)	常時使用する 従 業 員 数	常時使用する 従 業 員 数
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	3億円以下	900人以下	900人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下	300人以下
旅 館 業	5千万円以下	200人以下	200人以下

(3) 信用保険法第2条第1項第5号に規定する中小企業者とは、医業を主たる事業とする法人であつて、常時使用する従業員の数が300人以下であること。

(4) 信用保険法第2条第1項第6号に規定する中小企業者とは、保証対象業種を営む特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。2(7)及び5において同じ。）で次のとおりであること。

業 種	常時使用する 従 業 員 数
下記以外の産業	300人以下
小 売 業	50人以下
サービス業	100人以下
卸 売 業	100人以下

- 2 信用保険法第2条第3項各号に規定する小規模企業者とは、次のいずれかに該当する者であること。
- (1) 信用保険法第2条第3項第1号に規定する小規模企業者とは、常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業（宿泊業及び娯楽業を除く。）を主たる事業とする事業者にあつては、5人）以下の会社及び個人であつて、保証対象業種を営む者
 - (2) 信用保険法第2条第3項第2号に規定する小規模企業者とは、常時使用する従業員の数が20人以下の会社及び個人であつて、宿泊業又は娯楽業を主たる事業とするもののうち、保証対象業種を営む者
 - (3) 信用保険法第2条第3項第3号に規定する小規模企業者とは、事業協同小組合であつて保証対象業種を営む者又はその組合員の3分の2以上が保証対象業種を営む者であるもの
 - (4) 信用保険法第2条第3項第4号に規定する小規模企業者とは、保証対象業種を営む企業組合であつて、その事業に従事する組合員が20人以下の者
 - (5) 信用保険法第2条第3項第5号に規定する小規模企業者とは、保証対象業種を営む協業組合であつて、常時使用する従業員の数が20人以下の者
 - (6) 信用保険法第2条第3項第6号に規定する小規模企業者とは、医業を主たる事業とする法人であつて、常時使用する従業員の数が20人以下の者
 - (7) 信用保険法第2条第3項第7号に規定する小規模企業者とは、保証対象業種を営む特定非営利活動法人であつて、常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業を主たる事業とする事業者にあつては、5人）以下である者
- 3 従業員数については、主たる事務所の従業員の他に、従たる事務所等の従業員も含めるものであること。
- 4 「常時使用する従業員」には、事業主、法人の役員、臨時の従業員及び事業主と生計を一にしている3親等内の親族は含まれない。この場合において、名目は臨時雇いであっても実質上常雇い的なものについては、臨時の従業員とは認められず常時使用する従業員の範ちゅうに含まれるものであること。
- 5 会社とは、合同会社、合名会社、合資会社、株式会社及び有限会社をいうものであること。また、監査法人、特許業務法人、弁護士法人、税理士法人、司法書士法人、社会保険労務士法人、土地家屋調査士法人及び特定非営利活動法人は「会社」に含まれる。
- 6 宗教法人、学校法人、民法上の公益法人等の非営利法人（特定非営利活動法人は除く）は、たとえ保証対象業種を営んでいても貸付けの対象とならないものであること。

第3 第4条関係

1 貸付対象者

- (1) 貸付対象者は、原則として県内において1年以上継続して同一事業を営んでいるものとされているが、県内における営業期間が1年未満の者であっても、次のいずれかに該当する者については、貸付の対象とすることができるものであること。なお、資金ごとに別に定めがある場合はそれぞれの定めるところによるものであること。
- ア 経営の実態が良好であり、当該事業の伸展が県施策の上から期待される者であつて県内において同一業種に属する事業を6か月以上継続して営んでいるもの
 - イ 県内において1年以上継続して事業を営んでいる者により構成されている新設中小企業団体等
 - ウ 事業休止期間が1年未満であつて、再開しようとする事業の業種が休止前のそれと同一業種である事業再開者（事業休止前において県内で1年以上継続して事業を営んでいる者に限る。）
- (2) 再生可能エネルギーの固定価格買取制度による売電事業については、原則として法人は本店登記地が県内である者、個人は住所地が県内である者であること。

2 貸付非対象者

「その他知事が適当でないと認める者」とは、次に掲げる者をいうものであること。

- (1) 営業と家計が分離していないと認められる者
- (2) 返済能力がなく、経営継続の見込みがないと認められる者
- (3) 制度融資を不正に使用したことがある者
- (4) 悪質な税滞納者と認められる者
- (5) 経営内容が投機的と認められる者
- (6) その他融資することが不適當であると認められる者

第4 第5条及び別表関係（資金別の詳細については、第13を参照）

1 各資金共通事項

- (1) 資金使途

ア 設備資金

事業経営上必要とする設備投資のための資金で、生産又は営業設備（土地・建物を含む。）の取得、増設、改良等のものであって、これによって業容の拡大、品質の向上、付加価値の上昇、公害の防止、省資源・省エネルギー化等が図られ、経営の合理化等に役立つものであること。

「土地・建物等」とは、建物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条の規定による確認を受けた建築物（同条の適用を受けない建築物にあっては同法第15条の規定による届出をした建築物に限る。）、建築物の大規模改修、土地及び法定耐用年数が10年を超える設備をいうものであること。

なお、次に掲げるものは、貸付けの対象とならないものであること。

(ア) 貸借対照表の固定資産に計上されないもの

(イ) 不動産の取得のうち、先行投資的なもの又は過剰取得的なもの

(ロ) 設備設置日等から相当な期間代金未払いが続いたもの

(ハ) 補助金対象事業の内、補助金が充当されるもの（中小企業振興資金（一般枠）等を1年未満で利用する場合を除く）

(ニ) 営業車の取得のうち、法人においては当該法人以外の名義で登録される車両。個人においては事業経営上必要な装備を備えた乗用車を除き、当該車両に屋号入れしない乗用車

イ 運転資金

事業経営上必要とする資金で、原材料、商品等の仕入、賃金その他の経費の支払い等のためのものであって、これによって事業活動が継続され経営の安定に役立つものであること。

ウ その他

転貸のための資金は認めないものであること。

(2) 貸付限度

ア 1 中小企業者当たりの貸付残高が、各資金において定める貸付限度を超えてはならないものであること。

イ 貸付額は、1万円単位の申込とし、設備資金における1万円未満の端数はこれを切り捨てるものであること。

(3) 貸付期間・据置期間

貸付期間及び据置期間は、各資金及び資金使途別に定める上限を超えてはならないものであること。

制度融資は長期・固定・低利を特徴としていることから、中小企業振興資金において取扱っている1年以内の資金、経営健全化支援資金（新型コロナ借換向け）を除き、貸付期間は1年を超えるものであること。

(4) 保証人

ア 申込者が会社又は中小企業団体等にあっては必要となる場合があるが、経営責任のある地位の役員（代表権のあるものをいう。以下同じ。）以外の連帯保証人は原則として不要。なお、長野県信用保証協会（以下「保証協会」）が経営者保証ガイドラインに則った対応等により個人保証させない場合及び申込者と経営上密接な関係にある会社による法人保証がある場合は、この限りではない。

また、中小企業団体等にあっては、必要に応じ、上記役員に加えて、他の役員を連帯保証人とさせることができる。

イ 実質的な経営権を持っている者又は申込人（法人の場合はその代表者）とともに当該事業に従事する配偶者を連帯保証人とする場合があること。

ウ 本人又は代表者に健康上の理由がある場合、事業承継予定者を連帯保証人とする場合があること。

エ 財務内容その他の経営の状況を総合的に判断して、通常考えられる保証のリスク許容額を超える保証依頼がある場合であって、当該事業の協力者や支援者から積極的に連帯保証の申し出があった場合は、当該協力者等を連帯保証人とする場合があること。

オ 申込者が信用保険法第3条の2第1項の経済産業省令で定める要件を備えている法人であって、信用保証料率の引上げを条件として経営者保証を提供しないものとするを選択し、「事業者選択型経営者保証非提供制度」を利用する場合、保証人は不要。

(5) 期中管理

ア セーフティネット保証4号の場合（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る）

(ア) 申込中小企業者が、信用保険法第2条第5項第4号（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）の特定中小企業者であって、保証協会から保証承諾を受けた場合、取扱金融機関は、貸付を実行した日から5年にわたり、モニタリングを行うものとする。

- (イ) 取扱金融機関は、半期に一度、保証協会に対し、モニタリング内容を電子媒体で報告するものとする。
- (ウ) 取扱金融機関は、半期時点における中小企業者の直前の決算が償却前経常利益黒字かつ資産超過である場合、当該中小企業者に係る報告内容の記載を省略することができるものとする。
- (エ) 取扱金融機関が上記(イ)の報告を行わなかった場合は、当該案件に係る代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を提出するものとする。
- イ 危機関連保証の場合
 - (ア) 取扱金融機関は、本制度に係る貸付を実行した日から5年にわたり、モニタリングを行うものとする。ただし、保証期間が1年以内であるときはこの限りではない。
 - (イ) 取扱金融機関は、半期に一度、保証協会に対し、モニタリング内容を電子媒体で報告するものとする。ただし、報告期間が信用保険法第2条第6項の経済産業大臣が認める日から1年以内の期間（同項に定める信用の収縮の状況を勘案し、経済産業大臣が1年を限り当該期間を延長したときは、その延長した期間を含む。）（以下「危機指定期間」という。）中であるときは、原則として危機指定期間終了後に報告するものとする。
 - (ウ) 取扱金融機関は、半期末時点における中小企業者の直前の決算が償却前経常利益黒字かつ資産超過である場合、当該中小企業者に係る報告内容の記載を省略することができるものとする。
 - (エ) 取扱金融機関が上記(イ)の報告を行わなかった場合は、当該案件に係る代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を提出するものとする。

第5 第6条関係

1 様式

- (1) 第1項に定める申込書の様式は様式第1号のとおりとする。
- (2) 第2項に定める申込書は保証協会が定める様式とする。

2 提出部数

- (1) 第1項に定める申込書等は、添付書類を含め正本1部、副本3部（経営改善サポート資金（再生支援強化型）の場合は2部）を提出すること。ただし、金融機関分の書類において必要としないものについては提出不要とする。
- (2) 第2項に定める申込書等は、添付書類を含め正本1部、副本1部を提出すること。ただし、金融機関分の書類において必要としないものについては提出不要とする。

3 申込書の経由

- (1) 当該申込者から第1項に定める申込書等を受理した金融機関は、申込資金に応じて、申込書等を以下ア〜ウの経路により関係機関へ送付するものとする。

ア 第1項の内、中小企業振興資金、経営健全化支援資金（新型コロナ借換向け）、経営改善サポート資金（再生支援強化型）以外の資金の場合

原則、運転資金の場合は、主たる事業所の所在地、設備資金（及び設備資金と同時に申込む場合の設備に付帯する運転資金）の場合にあっては、当該設備の設置場所の市町村長を経由し、正本1部、副本1部を提出すること。なお、設備資金と同時に申込む場合の設備に付帯する運転資金については、設備にどのように付帯しているか疎明を行うこと。また、保証協会に提出する副本1部については、市町村を経由せずに直接送付すること。

イ 第1項の内、経営改善サポート資金（再生支援強化型）の場合

主たる事務所の所在地又は設備の設置場所を管轄する地域振興局長に正本1部を提出すること。また、保証協会に提出する副本1部については地域振興局を経由せずに直接送付すること

ウ 第2項、中小企業振興資金、経営健全化支援資金（新型コロナ借換向け）の場合

市町村及び地域振興局を経由することなく、保証協会に正本1部を提出すること。

- (2) 市町村長は、金融機関から申込書等の提出があったときは、所定の事務処理を行い、副本1部を控とし、正本1部を所轄地域振興局長あてに送付すること。

4 添付書類

- (1) 第1項及び第2項に定める「別に定める書類」とは、別表のとおりであること。ただし、特に必要と認める場合は、このほかの書類を添付させることができるものとする。
- (2) 資本の額又は出資の額が信用保険法第2条第1項第1号及び第2号に規定する金額を超えており、常時使用する従業員数が次の基準を超えている会社については、従業員数を確認する書類として、「労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書」（これにより難しい場合は貸金台帳又は公的機関に提出するそ

の他の書類)の写しを添付させるものであること。

ア 卸売業	90 人
イ サービス業	90 人 (ただし、ソフトウェア業及び情報処理サービス業は 270 人、 旅館業 180 人)
ウ 小売業	45 人
エ その他	270 人 (ただし、ゴム製造業 (自動車又は航空機用タイヤ及びチュー ブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)は 810 人)

(3) 金融機関からの借入に係わる書類については、当該金融機関の定めるところによるものであること。

第6 第7条関係

1 審査

- (1) 必要に応じて、面接等を実施し、制度融資の本旨に沿って貸付審査に当たること。
- (2) 関係機関との協議等、地域振興局が主体性をもって行い、関係機関の職員以外の外部へ企業内容がもれることのないように留意すること。
- (3) 地域振興局及び関係機関は、新規の取引となる中小企業者等について、必要に応じて現地調査を行うなど経営実態の把握に務めること。

2 あっせん

- (1) あっせんは、中小企業者等の資金需要期に応じて行い、資金需要期が2以上となるものの一括あっせんは原則、行わないものであること。
- (2) あっせんは、中小企業者等の資金需要期に応じて行うものであるが、当該年度の3月末日には貸付実行が確実に終わらなければならないものとし、年度末のあっせんについては、貸付実行までの期間を十分に留意すること。

なお、新年度に入ってからからの申込では資金需要期に間に合わない場合は、旧年度中に、新年度の条件に従って作成した、通常の申込の際に提出する書類(提出部数、申込の経路および添付書類は、前記第5に定めるとおり)のほか、融資あっせん申込書(様式第1号)の写しを2部提出すること(申込の日付は提出時のものでなく、新年度に入ってからの日付とすること)。

- (3) 金融機関及び保証協会等への通知は、融資あっせん申込書の所定欄に必要事項を記入、押印の上、金融機関へ送付することによるものであること。

3 承諾又は不承諾

- (1) 第3項に定める貸付(保証)不承諾書の様式は様式第4号のとおりとする。また第4項に定める貸付承諾書の様式は様式第5号とし、貸付不承諾書の様式は、様式第4号のとおりとする。
- (2) 借入申込者への貸付承諾又は不承諾の通知は、当該金融機関の所定の方法によるものであること。
- (3) 保証協会等は、第3項に定める承諾の決定について、保証承諾実績報告書(様式第6号)(保証及び貸付金額、貸付条件等の変更を含む。)を毎月末現在で作成し、翌月5日までに地域振興局長に通知するものとする。

なお、貸付金額等の一部変更による承諾は、その旨記載すること。

- (4) 地域振興局長への不承諾通知は、不承諾を決定した金融機関又は保証協会等が決定後直ちに通知するものとする。
- (5) 地域振興局長から市町村長への貸付決定の通知は、制度融資の貸付決定通知書(様式第7号)により行うものであること。
- (6) あっせんの取下げの際は、申込者は、融資あっせん取下げ依頼書(様式第8号)を地域振興局長あて提出すること。地域振興局長は融資あっせん取下げ依頼書の提出を受けた際には、申込者及び各機関(地域振興局のあっせん前の場合は、申込者及び市町村)に融資あっせん取下げ通知書(様式第9号)により周知すること。

第7 第8条関係

1 審査

- (1) 必要に応じて、面接等を実施し、制度融資の本旨に沿って貸付審査に当たること。
- (2) 関係機関の職員以外の外部へ企業内容がもれることのないように留意すること。
- (3) 関係機関は、新規の取引となる中小企業者等について、必要に応じて現地調査を行うなど経営実態の把握に務めること。

2 承諾又は不承諾

借入申込者への貸付承諾又は不承諾の通知は、当該金融機関の所定の方法によるものであること。

3 その他

- (1) 貸付は、中小企業者等の資金需要期に応じて行い、資金需要期が2以上となるものの一括貸付は原則、行わないものであること。
- (2) 設備資金の貸付けについては、契約締結又は設備着工を確認の上行うこと。
- (3) 貸付は、当該年度の3月末日には貸付実行が確実に終わらなければならないものであること。

第8 第9条関係

- 1 設備完了届の様式は様式第10号のとおりとする。
- 2 現地調査
 - (1) 設備完了届が提出された場合には、地域振興局において必要に応じ現地調査を行うこと。
 - (2) 調査を行ったときは、設備完了届の余白に調査年月日、調査結果、調査者職氏名を記載押印すること。
 - (3) 現地調査の結果、申込書の内容と不突合のものがあり、融資したことが不適当と認められるものについては、当該資金を融資した金融機関に対し文書をもって、当該中小企業者等に繰上償還させるよう通知すること。
 - (4) 現地調査結果が申込書の内容と不突合のものであっても、当該設備が申込書の内容と同等以上のものの場合にあつては、当該設備は適格とみなすことができる。
- 3 第2項確認関係
 - (1) 金融機関は、設備の設置が完了した場合には、必要に応じ現地確認を行うこと。
 - (2) 確認の結果、申込書の内容と不突合のものがあり、融資したことが不適当と認められるものについては、当該中小企業者等に繰上償還させること。
 - (3) 金融機関は、前記(2)の繰上償還を行なった場合には、遅滞なく知事に書面をもって通知すること。
 - (4) 現地調査結果が申込書の内容と不突合のものであっても、当該設備が申込書の内容と同等以上のものの場合にあつては、当該設備は適格とみなすことができる。

第9 第10条関係

- 1 「別に定める者」とは、後記第134－8(1)ウの資金回収開始までに相応の期間を要する者とする。
- 2 信州創生推進資金の利用に関する報告書の様式は様式第11号のとおりとする。

第10 第12条関係

第12条第4項に規定する市町村は、融資あつせん申込書の経由市町村であること。

第11 関係機関との協力等

地域振興局は、規程に基づき、制度融資あつせん業務を通じて、市町村、金融機関及び保証協会等とも連携を密にし、中小企業者等の健全な発展に努めるものとする。

第12 報告

- 1 地域振興局長は、融資あつせん状況報告書（様式第12号）を毎月末現在で作成し、翌月10日までに産業労働部長あてに提出すること。
- 2 地域振興局長は、別に定める融資あつせん報告項目を別に定める方法により、毎月末現在で作成し、翌月10日までに産業労働部長あてに報告すること。
- 3 小規模企業発展資金、信州創生推進資金（創業支援向け）及び経営改善サポート資金の設備資金・運転資金の一括申込みの場合、地域振興局長から産業労働部長あてのあつせん状況報告に当たっては、設備資金と運転資金を別々に集計するものであること。

第13 資金別詳細

各資金別の詳細な貸付条件等については、融資手続き（あつせん経路）一覧及び1－1から5－2のとおり。

附 則

この要領は、令和2年12月23日から施行し、令和2年12月1日保証承諾分から適用する。

附 則

この要領は、令和3年2月1日から施行し、令和3年2月1日保証申込受付分から適用する。

附 則

この要領は、令和3年2月18日から施行し、令和3年2月18日保証申込受付分から適用する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年7月21日から施行し、令和3年6月16日から適用する。

附 則

この要領は、令和3年8月2日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月14日から施行し、4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和4年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年10月1日から施行し、令和4年10月1日保証申込受付分から適用する。

附 則

この要領は、令和5年1月10日から施行し、令和5年1月10日保証申込受付分から適用する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年2月9日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年9月2日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年1月1日から施行する。

附 則

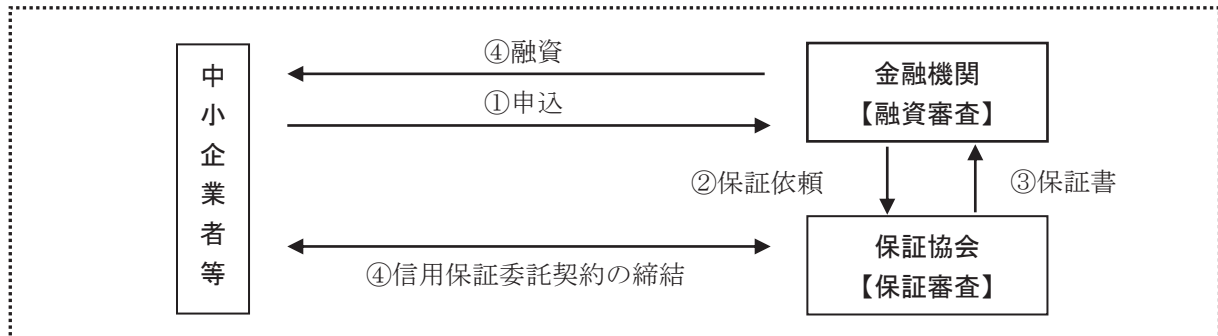
この要領は、令和7年4月1日から施行する。

融資手続き（あっせん経路）一覧

融資手続きは、資金メニューごとに異なり、以下の4パターンいずれかに該当します。また、全てのメニューについて、申込は金融機関です。

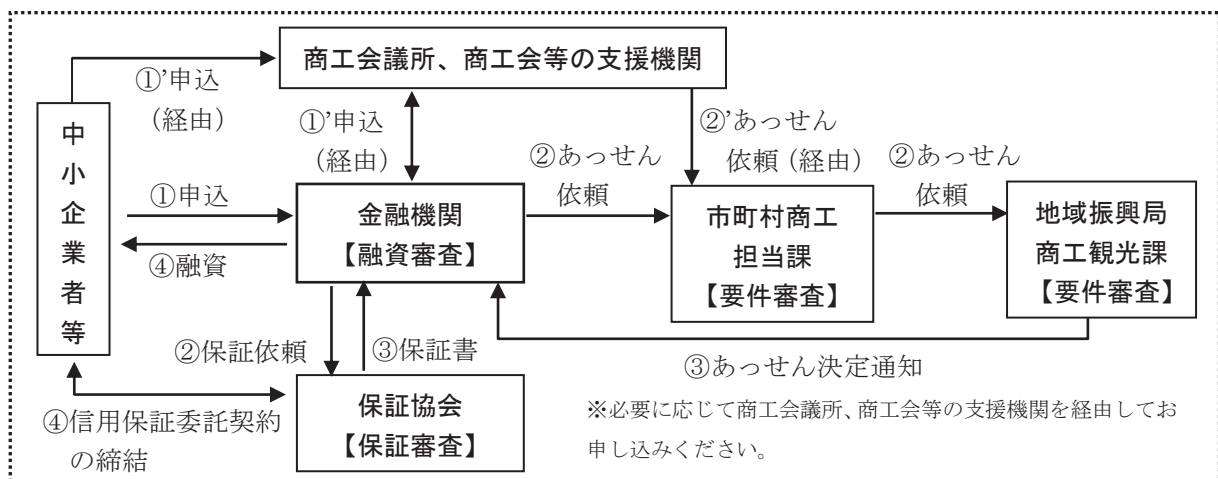
(1) 保証料補助のないメニュー

中小企業振興資金



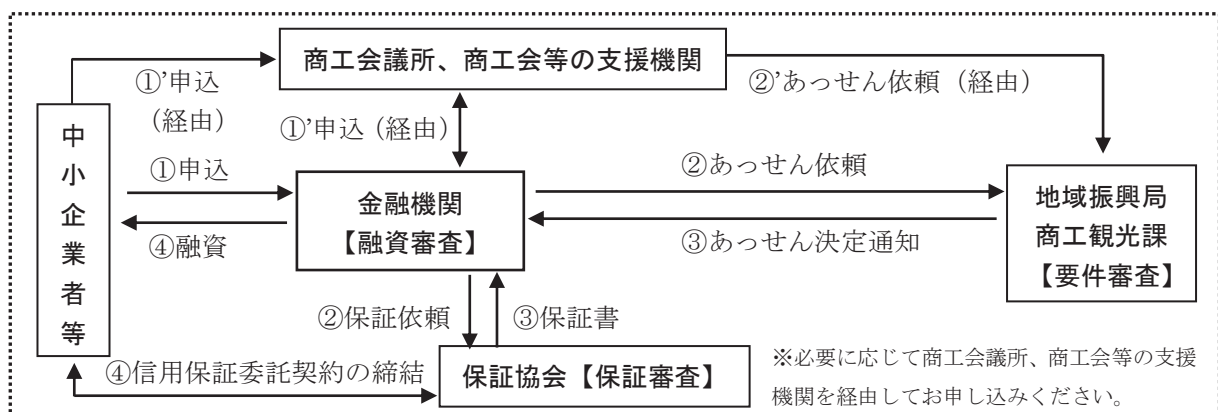
(2) 県・市町村の保証料補助のあるメニュー

小規模企業発展資金、経営健全化支援資金、信州創生推進資金、経営改善サポート資金（通常型）



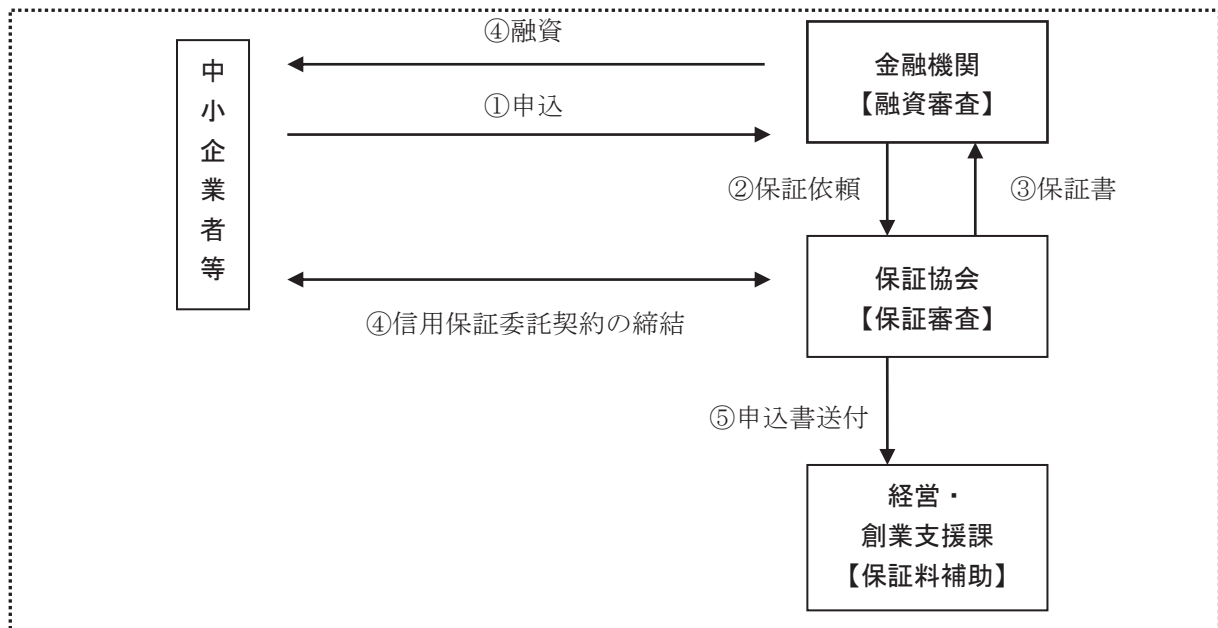
(3) 県のみ保証料補助のあるメニュー

経営改善サポート資金（再生支援強化型）



(4) 県のみ保証料補助のあるメニュー

経営健全化支援資金（新型コロナ借換向け）



1—1 中小企業振興資金（一般枠）

(1) 貸付対象者

経営の安定又は合理化のために資金を必要とする者

(2) 貸付条件

貸付限度額	設備資金 1億円 運転資金 5,000万円
貸付利率	年2.2% 貸付期間が1年以内のものについては、年1.9% 後記1－4中小企業振興資金（しあわせ信州創造枠）の貸付対象者にも該当している者の場合（※1） 年2.0% 貸付期間が1年以内のものについては、年1.7%
貸付期間	設備資金 10年以内（うち据置1年以内） うち土地・建物等 20年以内（うち据置1年以内） 運転資金 7年以内（うち据置6か月以内） うち借換 10年以内（うち据置1年以内）
担保	必要に応じて徴する
保証人	必要となる場合がある。ただし、原則として法人代表者以外不要
返済方法	金融機関の定めるところによる
その他	県制度融資に限り借換が可能

※1 後記1－4中小企業振興資金（しあわせ信州創造枠）(3)申込書類 ア～カのいずれかの提出が必要（各認証書等の期限までに貸付実行がされること）

(3) 申込書類

ア 共通提出書類
① 許可証等の写し（許可等を有する業種に限る。許可証等は、許可等の種類ごとに、代表的な事業所分をつけること。特定の店舗に係る資金用途の場合は、当該店舗分の写しも必要となる） ② 金融機関又は保証協会等が必要とする書類
イ 設備資金の場合
③ 設計設備計画図及び見積書並びにカタログ等（写し可） ④ 建築確認済証の写し（建築確認が必要な工事を行う場合に限る） ⑤ 不動産売買契約書案等（不動産を対象とする場合に限る） ⑥ 事業所以外の場所に設置する設備にあつては、設置場所の略図
ウ 提出部数
2部（金融機関及び保証協会等あて。②は各機関の定めるところによる）

※ 保証協会等に対して、この他に提出が必要な書類は別表のとおり

(4) 融資手続き

「融資手続き（あっせん経路）一覧」の（1）に該当。

(5) その他のポイント

ア 貸付対象者

県内における営業期間が1年未満の者であっても、県外において1年以上継続して同一事業を営んでおり、かつその経営実態が良好である者が、県内において同一事業を行う場合にあっては、貸付けの対象となる。

イ 資金使途

中小企業団体等の組合員への転貸のための資金の貸付けは、対象とならない。

ウ 借換条件

借入金を借換えるための資金も運転資金として対象となるが、その場合は、次のすべての条件を満たすこと。

(ア) 県制度融資に限り借換が可能であること。

(イ) 借換後の貸付期間は1年超であること（短期資金への借換は、後記1－2中小企業振興資金（短期継続融資枠）を利用すること）。

(ウ) 同一金融機関での借換であること。

(エ) 借換対象となる従前の借入金について経営安定関連保証等のいわゆる「別枠保証」は、借換に際しても別枠保証を利用することを原則とし、中小企業者の個別の事情を適切に勘案すること。

(オ) 借換対象となる従前の借入金について担保を徴している場合は、借換に際して原則として担保を徴すること。

(カ) 借換により従前の借入金を一括返済すること。

(キ) 責任共有制度対象の保証を責任共有制度対象外の保証に借り換えることはできないこと。

1—2 中小企業振興資金（短期継続融資枠）

(1) 貸付対象者

恒常的に必要となる運転資金を継続して調達しようとする者

(2) 貸付条件

貸付限度額	運転資金 3,000 万円
貸付利率	年 1. 9 %
	後記 1—4 中小企業振興資金（しあわせ信州創造枠）の貸付対象者にも該当している者の場合（※ 1）
	年 1. 7 %
貸付期間	運転資金 1 年以内
担保	必要に応じて徴する
保証人	必要となる場合がある。ただし、原則として法人代表者以外不要
返済方法	一括返済
その他	本資金を、返済期日に正常運転資金の範囲内で借換え、継続利用することが可能。また、その他の県制度融資の借換えも可能

※ 1 後記 1—4 中小企業振興資金（しあわせ信州創造枠）(3) 申込書類 ア～カのいずれかの提出が必要（各認証書等の期限までに貸付実行がされること）

(3) 申込書類

ア 共通提出書類	
①	中小企業振興資金（短期継続融資枠）運転資金確認票（様式第 2 号）
②	許可証等の写し（許可等を有する業種に限る。許可証等は、許可等の種類ごとに、代表的な事業所分をつけること。特定の店舗に係る資金使途の場合は、当該店舗分の写しも必要となる）
③	金融機関又は保証協会等が必要とする書類
イ 提出部数	
2 部（金融機関及び保証協会等あて。③は各機関の定めるところによる）	

※ 保証協会等に対して、この他に提出が必要な書類は別表のとおり

(4) 融資手続き

「融資手続き（あっせん経路）一覧」の（1）に該当。

(5) その他のポイント

ア 貸付対象者

県内における営業期間が 1 年未満の者であっても、県外において 1 年以上継続して同一事業を営んでおり、かつその経営実態が良好である者が、県内において同一事業を行う場合にあっては、貸付けの対象となる。

イ 資金使途

中小企業団体等の組合員への転貸のための資金の貸付けは、対象とならない。

ウ 借換条件

借入金を借換えるための資金も運転資金として対象となるが、その場合は、次のすべての条件を満たすこと。

- (ア) 県の制度融資に限り借換が可能であること。
- (イ) 同一金融機関での借換であること。
- (ウ) 責任共有制度対象の保証を責任共有制度対象外の保証に借り換えることはできないこと。

エ その他

- (ア) 取扱が可能な金融機関は、申込中小企業者との間に与信取引（預金取引は含まない）が3年以上ある金融機関に限る。

- (イ) 原則として、融資の申込額は直近決算における正常運転資金の範囲内とする。

なお、正常運転資金の算出は、計算式「売上債権＋棚卸資産－買入債務」によることとし、貸借対照表を作成していない場合は、申込額は直近決算期の月売上高の2か月分を限度とする。

- (ウ) 借換時に運転資金額を見直した結果、算出された正常運転資金額が既存中小企業振興資金（短期継続融資枠）の利用金額を下回った場合は、原則として算出された金額の範囲内での申込とする。

- (エ) 申込額が正常運転資金額を超える場合は中小企業振興資金（短期継続融資枠）運転資金確認票（様式第2号）に理由等を記載すること。

1—3 中小企業振興資金（経営者保証不要枠）

(1) 貸付対象者

事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度要綱（20240115 中庁第 15 号）に定める事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証を利用する者

(2) 貸付条件

貸付限度額	設備資金・運転資金合計で 1 億 6,000 万円 ※一般保証 8,000 万円、 経営安定関連保証（4・5号）8,000 万円の合算
貸付利率	年 2. 2 % 貸付期間が 1 年以内のものについては、年 1. 9 % 後記 1－4 中小企業振興資金（しあわせ信州創造枠）の貸付対象者にも該当している者の場合（※ 1） 年 2. 0 % 貸付期間が 1 年以内のものについては、年 1. 7 %
貸付期間	設備資金 10 年以内（うち据置 1 年以内） 運転資金 7 年以内（うち据置 6 か月以内） うち借換 10 年以内（うち据置 1 年以内）
担保	徴さない
保証人	徴さない
返済方法	金融機関の定めるところによる
その他	県制度融資に限り借換が可能

※ 1 後記 1－4 中小企業振興資金（しあわせ信州創造枠）(3) 申込書類 ア～カのいずれかの提出が必要（各認証書等の期限までに貸付実行がされること）

(3) 申込書類

ア 共通提出書類
① 許可証等の写し（許可等を有する業種に限る。許可証等は、許可等の種類ごとに、代表的な事業所分をつけること。特定の店舗に係る資金用途の場合は、当該店舗分の写しも必要となる） ② 事業者選択型経営者保証非提供制度要件確認書兼誓約書 ③ 金融機関又は保証協会等が必要とする書類
イ 経営安定関連保証を利用する場合
④ 市町村長の発行する特定中小企業者の認定書（写し可）
ウ 設備資金の場合
⑤ 設計設備計画図及び見積書並びにカタログ等（写し可） ⑥ 建築確認済証の写し（建築確認が必要な工事を行う場合に限る） ⑦ 不動産売買契約書案等（不動産を対象とする場合に限る） ⑧ 事業所以外の場所に設置する設備にあつては、設置場所の略図
エ 提出部数
2 部（金融機関及び保証協会等あて。③は各機関の定めるところによる）

※ 保証協会等に対して、この他に提出が必要な書類は別表のとおり

(4) 融資手続き

「融資手続き（あっせん経路）一覧」の（１）に該当。

(5) その他のポイント

ア 信用保証協会の事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証を利用するものであること（国の全国統一保証制度の対象）。

イ 貸付対象者

県内における営業期間が１年未満の者であっても、県外において１年以上継続して同一事業を営んでおり、かつその経営実態が良好である者が、県内において同一事業を行う場合にあっては、貸付けの対象となる。

ウ 資金使途

中小企業団体等の組合員への転貸のための資金の貸付けは、対象とならない。

エ 借換条件

借入金を借換えるための資金も運転資金として対象となるが、その場合は、次のすべての条件を満たすこと。

(ア) 県制度融資に限り借換が可能であること。

(イ) 借換後の貸付期間は１年超であること（短期資金への借換は、後記１－２ 中小企業振興資金（短期継続融資枠）を利用すること）。

(ウ) 同一金融機関での借換であること。

(エ) 借換対象となる従前の借入金について経営安定関連保証等のいわゆる「別枠保証」は、借換に際しても別枠保証を利用することを原則とし、中小企業者の個別の事情を適切に勘案すること。

(オ) 借換により従前の借入金を一括返済すること。

(カ) 責任共有制度対象の保証を責任共有制度対象外の保証に借り換えることはできないこと。

1—4 中小企業振興資金（しあわせ信州創造枠）

(1) 貸付対象者

中小企業振興資金の一般枠、短期継続融資枠又は経営者保証不要枠（以下「一般枠等」という。）を利用する者で、県施策の方向性に合致した、次のア～カいずれかの制度の認証又は認定を受けた者

- ア 「職場いきいきアドバンスカンパニー」認証制度（「多様な働き方等実践企業」認証制度）
- イ 消防団協力事業所表示制度
- ウ 健康経営優良法人認定制度
- エ 長野県 SDGs 推進企業登録制度
- オ 中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）制度
- カ 以下の条件をすべて満たす者
 - ・「ながの子育て家庭優待パスポート事業」において協賛する者
 - ・「こどもまんなか応援サポーター」の宣言をする者
 - ・「ながの子育て応援企業同盟」へ加入する者

(2) 貸付条件

貸付限度額	中小企業振興資金の一般枠等に定めるとおり
貸付利率	貸付対象者に該当する場合、中小企業振興資金の一般枠等の貸付利率を0.2%引下げ
貸付期間	中小企業振興資金の一般枠等に定めるとおり
担保	中小企業振興資金の一般枠等に定めるとおり
保証人	中小企業振興資金の一般枠等に定めるとおり
返済方法	中小企業振興資金の一般枠又は短期継続融資枠に定めるとおり

(3) 申込書類

中小企業振興資金の一般枠等に定める書類の他に下記書類が必要となる。

ア 前記(1)貸付対象者 アの場合	
①	職場いきいきアドバンスカンパニー認証書の写し（参考1）
イ 前記(1)貸付対象者 イの場合	
②	次の(ア)、(イ)いずれかの書類
(ア)	市町村が発行した消防団協力事業所に係る認定通知書の写し
(イ)	消防団協力事業所表示制度確認申請書（様式第3号）により市町村長あて申請し、交付される消防団協力事業所表示制度確認書（様式第3号の2）
ウ 前記(1)貸付対象者 ウの場合	
③	健康経営優良法人認定書の写し
エ 前記(1)貸付対象者 エの場合	
④	長野県 SDGs 推進企業登録証の写し
オ 前記(1)貸付対象者 オの場合	

⑤ 中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）交付決定通知書の写し
カ 前記(1)貸付対象者 カの場合
⑥ 中小企業振興資金（しあわせ信州創造枠）要件確認書（様式第3号の3）
キ 提出部数
2部（金融機関及び保証協会等あて）

(4) 融資手続き

中小企業振興資金の一般枠等に定めるとおり

(5) その他のポイント

各認証書等の期限までに貸付実行がされること

1—5 中小企業振興資金（創業枠）

(1) 貸付対象者

次の「新規開業予定者」又は「新規開業者」に該当し、創業関連保証又はスタートアップ創出促進保証制度要綱(20240815 中庁第3号)に定めるスタートアップ創出促進保証(以下「SSS保証」という。)を利用する者

ア 「新規開業予定者」とは、次に掲げるものであること。

産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第2条第31項第1号、第3号及び第5号の規定による創業者であり、次のとおりであること

- (ア) 事業を営んでいない個人が1月以内(産業競争力強化法第2条第31項第1号に規定する認定特定創業支援等事業による支援を受けて創業を行おうとする者(以下「認定特定支援等を受けた創業者」という。)にあっては6月以内)に新たな事業を開始する具体的な計画を有するもの(SSS保証は非該当)
- (イ) 事業を営んでいない個人が、2月以内(認定特定支援等を受けた創業者にあっては6月以内)に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的な計画を有するもの
- (ウ) 中小企業者である会社が、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに中小企業者である会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的な計画を有するもの

イ 「新規開業者」とは、次に掲げるものであること。

個人事業を開始し又は会社を設立してから5年未満のもの(SSS保証は会社設立のみ対象)。なお、法人成りの場合は、最初に事業を開始してから、5年未満の場合に限り、対象となる。

(2) 貸付条件

貸付限度額 ※1	設備資金・運転資金合計で 3,500万円
貸付利率	年1.1%
貸付期間 ※2※3	設備資金 10年以内(うち据置1年以内) 運転資金 7年以内(うち据置1年以内)
担保	徴しない
保証人	必要となる場合がある。ただし、原則として法人代表者以外不要(SSS保証利用時は不要)
返済方法	元金均等による月賦返済

※1 信州創生推進資金(創業支援向け)との合計で5,500万円の範囲内であること

※2 貸付期間は1年超とすること

※3 SSS保証を利用する際、原則同時にプロパー融資を実行する、又は保証申込み時ににおいてプロパー融資の残高がある場合は据置期間3年以内

(3) 申込書類

ア 共通提出書類
① 許可証等の写し（許可等を有する業種に限る。許可証等は、許可等の種類ごとに、代表的な事業所分をつけること。特定の店舗に係る資金使途の場合は、当該店舗分の写し必要となる） ② 金融機関又は保証協会等が必要とする書類
イ 前記(1)貸付対象者 ア（新規開業予定者）の場合
③ 創業計画書（創業関連保証利用時は様式第 16 号、SSS 保証利用時は同保証所定様式） ④ 事業を営んでいない個人であった事実を証する書類 ※ ④は、前記(1)貸付対象者 ア(ア)又は(イ)の場合に限る ⑤ 認定特定創業支援等事業による支援を受けたことについての市町村長の証明書の写し ※ ⑤は、認定特定支援等を受けた創業者の場合に限る
ウ 前記(1)貸付対象者 イ（新規開業者）の場合
⑥ 次の(ア)～(ウ)いずれかの書類 (ア) 貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの（決算後 6 か月以上が経過している場合は、直近の試算表又は売上の推移が確認できる書類も必要） (イ) 収支等計画書（様式第 18 号） ※ (イ)は、売上発生から決算書を作成するまでの期間の者が対象（売上発生後間もない時点の申込の場合、信用保証協会にて下記(ウ)の添付を求められる場合があり、その場合には収支等計画書は添付不要） (ウ) 創業計画書（創業関連保証利用時は様式第 16 号、SSS 保証利用時は同保証所定様式） ※ (ウ)は、法人の場合は会社設立、個人の場合は開業届提出又は客観的着手後から、売上発生するまでの期間の者が対象。SSS 保証利用時は売上が発生している者も対象（ただし、税務申告 1 期終了以降の者については一部記入省略可） ⑦ 開業届（開業届提出前の場合は、建築請負契約書、賃貸契約書、商品売買契約書、商品発注書等の客観的着手を示す書類）又は商業登記簿謄本の写し
エ 設備資金の場合
⑧ 設計設備計画図及び見積書並びにカタログ等（写し可） ⑨ 建築確認済証の写し（建築確認が必要な工事を行う場合に限る） ⑩ 不動産売買契約書案等（不動産を対象とする場合に限る） ⑪ 事業所以外の場所に設置する設備にあつては、設置場所の略図
オ 提出部数
2 部（金融機関及び保証協会等あて。②は各機関の定めるところによる）

※ 保証協会等に対して、この他に提出が必要な書類は別表のとおり

(4) 融資手続き

「融資手続き（あっせん経路）一覧」の（１）に該当。

(5) その他のポイント

ア 県内における営業期間が 1 年未満の者であっても、貸付けの対象となる。

イ 前記(1)貸付対象者 アに該当する者にあつては、融資あつせん申込みに当たり、創業計画書（様式第 16 号）を作成すること。

ウ SSS 保証を利用する者にあつては、同保証所定の創業計画書を作成すること。

エ 保証協会の創業関連保証及びスタートアップ創出促進保証の中で取り扱うことになっているので次の点に留意すること。

(ア) 他の融資制度を含めて 1 貸付先の保証限度額は、3,500 万円であること。

(イ) 無担保保証（8,000 万円）の範囲内での取扱いであること。

オ 貸付期間が同一の場合に限り、設備資金・運転資金の一括申込みができるものとする（ただし、設備資金及び運転資金それぞれの金額を明記すること）。

カ 借換条件

借入金を借換えるための資金も運転資金として認めるが、その場合は、次のすべての条件を満たすこと。

(ア) 創業関連保証又は SSS 保証を利用した県の制度融資に限り借換が可能であること。

(イ) 創業関連保証又は SSS 保証を利用すること。

2 小規模企業発展資金

(1) 貸付対象者

小口零細企業保証制度要綱（20150714 中庁第6号）に定める小口零細企業保証を利用する小規模企業者であり、成長・発展のために資金を必要とする者

(2) 貸付条件

貸付限度額	設備資金・運転資金合計で 2,000 万円 但し、既存の信用保証協会の保証付き融資残高（根保証においては融資極度額）との合計で 2,000 万円の範囲内
貸付利率	年 2.0 %
貸付期間 ※1	設備資金 10 年以内（うち据置 1 年以内） 運転資金 7 年以内（うち据置 6 か月以内） うち借換 7 年以内（うち据置 1 年以内）
担保	原則として徴しない
保証人	必要となる場合がある。ただし、原則として法人代表者以外不要
返済方法	元金均等による月賦返済
その他	信州創生推進資金（創業支援向け及び IT 産業向け）又は小規模企業発展資金（平成 30 年度は信州創生推進資金（小規模企業向け））に限り借換が可能

※1 貸付期間は 1 年超とすること

(3) 申込書類

ア 共通提出書類	
① 融資あっせん申込書（様式第 1 号） ② 事業計画書（様式第 13 号） ③ 貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの（決算後 6 か月以上が経過している場合は、直近の試算表又は売上の推移が確認できる書類も必要） ④ 長野県県税のすべて及び市町村の定める税目に係る納税証明書（未納のないことを示す証明書） ⑤ 許可証等の写し（許可等を有する業種に限る。許可証等は、許可等の種類ごとに、代表的な事業所分をつけること。特定の店舗に係る資金使途の場合は、当該店舗分の写しも必要となる） ⑥ 金融機関、保証協会等、市町村又は県が必要とする書類	
イ 設備資金の場合	
⑦ 設計設備計画図及び見積書並びにカタログ等（写し可） ⑧ 建築確認済証の写し（建築確認が必要な工事を行う場合に限る） ⑨ 不動産売買契約書案等（不動産を対象とする場合に限る） ⑩ 事業所以外の場所に設置する設備にあつては、設置場所の略図	
ウ 提出部数	
4 部（なお、③、④は市町村及び県あて 2 部。⑥は各機関の定めるところによる）	

※ 保証協会等に対して、この他に提出が必要な書類は別表のとおり

(4) 融資手続き

「融資手続き（あっせん経路）一覧」の（２）に該当。

(5) その他のポイント

ア 信用保証協会の小口零細企業保証（責任共有制度対象外の保証）を利用するものであること（国の全国統一保証制度の対象）。

イ 貸付期間が同一の場合に限り、設備資金・運転資金の一括申込みができるものとする（ただし、設備資金及び運転資金それぞれの金額を明記すること）。

ウ 借換条件

借入金を借換えるための資金も運転資金として対象となるが、その場合は、次のすべての条件を満たすこと。

(ア) 信州創生推進資金（創業支援向け及び IT 産業向け）又は小規模企業発展資金（平成 30 年度は信州創生推進資金（小規模企業向け））に限り借換が可能であること。

(イ) 同一金融機関での借換であること。

(ウ) 借換対象となる従前の借入金について経営安定関連保証等のいわゆる「別枠保証」は、借換に際しても別枠保証を利用することを原則とし、中小企業者の個別の事情を適切に勘案すること。

(エ) 借換対象となる従前の借入金について担保を徴している場合は、借換に際して原則として担保を徴すること。

(オ) 借換により従前の借入金を一括返済すること。

(カ) 融資あっせん申込書（様式第 1 号）に、資金使途が借換である旨、及び別紙チェックリストに借換対象となる従前の借入金の名称、資金申込年月日及び借入残高等を明記すること。なお、申込書の欄に記載しきれない場合は、別紙に記載の上、申込書に添付すること。

(キ) 責任共有制度対象の保証を借り換えることはできないこと。

(ク) 成長・発展のための設備資金・運転資金の借入と併せて行う借換であること。

3—1 経営健全化支援資金（経営安定対策）

(1) 貸付対象者

ア 信用保険法第2条第5項第5号、7号又は8号（セーフティネット保証5号、7号又は8号）に該当し認定を受けた者

イ 次の(ア)、(イ) いずれかに該当する「経済の変動等に伴い、事業活動に支障を生じている者」

(ア) 最近3か月間の売上高又は売上高経常利益率（以下「収益性」という。）が前年同期に比べ5%（収益性の場合は5ポイント）以上減少していること。

(イ) 直近決算期の収益性が1期又は2期前に比べ減少していること。

(2) 貸付条件

貸付限度額 ※1	設備資金 6,000万円 運転資金 8,000万円
貸付利率	年2.0%
貸付期間 ※2	設備資金 10年以内（うち据置1年以内） 運転資金 7年以内（うち据置1年以内） うち借換 10年以内（うち据置2年以内）
担保	必要に応じて徴する
保証人	必要となる場合がある。ただし、原則として法人代表者以外不要
返済方法	元金均等による月賦返済
その他	県制度融資の保証料補給のある資金に限り借換が可能 （経営健全化支援資金（新型コロナ借換向け）の借換対象となる既往の新型コロナ関連保証に係る借入金及び経営健全化支援資金（新型コロナ借換向け）を除く）

※1 経営安定対策と特別経営安定対策との合計による限度額

※2 貸付期間は1年超とすること

(3) 申込書類

ア 共通提出書類
① 融資あっせん申込書（様式第1号） ② 経営向上計画書（様式第14号） ③ 貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの（決算後6か月以上が経過している場合は、直近の試算表又は売上の推移が確認できる書類も必要） ④ 長野県県税のすべて及び市町村の定める税目に係る納税証明書（未納のないことを示す証明書） ⑤ 許可証等の写し（許可等を有する業種に限る。許可証等は、許可等の種類ごとに、代表的な事業所分をつけること。特定の店舗に係る資金使途の場合は、当該店舗分の写しも必要となる） ⑥ 金融機関、保証協会等、市町村又は県が必要とする書類
イ 前記(1)貸付対象者 ア（セーフティネット保証5号、7号又は8号）の場合
⑦ 市町村長の発行する特定中小企業者の認定書（写し可）

ウ 前記(1)貸付対象者 イ（経済変動等）の場合
⑧ 売上げ台帳等、要件に該当することを確認できる書類の写し
エ 設備資金の場合
⑨ 設計設備計画図及び見積書並びにカタログ等（写し可） ⑩ 建築確認済証の写し（建築確認が必要な工事を行う場合に限る） ⑪ 不動産売買契約書案等（不動産を対象とする場合に限る） ⑫ 事業所以外の場所に設置する設備にあつては、設置場所の略図
オ 提出部数
4部（なお、③、④は市町村及び県あて2部。⑥は各機関の定めるところによる）

※ 保証協会等に対して、この他に提出が必要な書類は別表のとおり

(4) 融資手続き

「融資手続き（あっせん経路）一覧」の（2）に該当。

(5) その他のポイント

ア 借換条件

借入金を借換えるための資金も運転資金として認めるが、その場合は、次のすべての条件を満たすこと。

- (7) 長野県中小企業融資保証料補給金交付要綱（平成15年3月31日付14産振第608号）に基づく保証料補給金が交付されている県制度融資（経営健全化支援資金（新型コロナ借換向け）の借換対象となる既往の新型コロナ関連保証に係る借入金及び経営健全化支援資金（新型コロナ借換向け）を除く）に限り借換が可能であること。
- (イ) 同一金融機関での借換であること。
- (ロ) 原則として、借換対象となる従前の借入金について経営安定関連保証等のいわゆる「別枠保証」を利用している場合は、借換に際しても別枠保証を利用すること。
特に、借換対象となる従前の借入金が経営安定関連保証又は危機関連保証を利用している場合は、同種の保証による借換を原則とすること。
- (エ) 借換対象となる従前の借入金について担保を徴している場合は、借換に際して原則として担保を徴すること。
- (オ) 借換により従前の借入金を一括返済すること。
- (カ) 融資あっせん申込書（様式第1号）に、資金使途が借換である旨、及び別紙チェックリストに借換対象となる従前の借入金の名称、資金申込年月日及び借入残高等を明記すること。なお、申込書の欄に記載しきれない場合は、別紙に記載の上、申込書に添付すること。
- (キ) 責任共有制度対象の保証を責任共有制度対象外の保証に借り換えることはできないこと。

イ その他

- (7) 経営向上計画書（様式第14号）は、現状の問題点・課題を解消し、売上高若しくは収益性を今期よりも向上させるための具体的な計画となっていること。
- (イ) 信用保険法の経営安定関連保証の対象となる資金については、極力当該保証を利用させるものであること。
- (ロ) 前記(1)貸付対象者イ（経済変動等）の「最近3か月」については、直近3か月の中で最新の書類（試算表等）が作成されている月及びその前の2か月分の売上高又は収益性にて比較を行うこと。

3—2 経営健全化支援資金（特別経営安定対策）

(1) 貸付対象者

ア 信用保険法第2条第5項第1号から第4号まで及び第6号（セーフティネット保証1～4号及び6号）のいずれかに該当し認定を受けた者

イ 倒産企業との間において、経常的な取引関係が存在し、当該倒産企業に対して50万円以上の回収困難な売掛金債権等を有する者

ウ 危機関連保証制度要綱（平成29・10・23中庁第1号）に定める危機関連保証を利用する者

エ 次の（ア）、（イ）、（ウ）いずれかに該当する「経済の変動等に伴い、事業活動に著しい支障を生じている者」

（ア）急激な為替相場の変動の影響に伴う経営環境の悪化により、最近3か月のうちいずれか1か月の売上高又は収益性が、その前の月又は前年同月に比べ5%（収益性の場合は5ポイント、以下同様）以上減少していること。

（イ）災害の影響を受け、災害発生後2か月のうち1か月の売上高又は収益性が、その前の月又は前年同月に比べ5%以上減少していること。

（ウ）最近3か月のうちいずれか1か月の売上高又は収益性が、前年同月に比べ15%以上減少

※（イ）の場合は運転資金のみのあっせんとなる。

(2) 貸付条件

貸付限度額 ※1	設備資金 6,000万円 運転資金 8,000万円
貸付利率	年1.7%
	前記(1)貸付対象者ウの場合 年1.4%
貸付期間 ※2	設備資金 10年以内（うち据置1年以内） 運転資金 7年以内（うち据置1年以内） うち借換 10年以内（うち据置2年以内）
担保	必要に応じて徴する
保証人	必要となる場合がある。ただし、原則として法人代表者以外不要
返済方法	元金均等による月賦返済
その他	県制度融資の保証料補給のある資金に限り借換が可能

※1 経営安定対策と特別経営安定対策との合計による限度額

※2 貸付期間は1年超とすること

(3) 申込書類

ア 共通提出書類	
① 融資あっせん申込書（様式第 1 号）	
② 経営向上計画書（様式第 14 号）	
※ 前記(1)貸付対象者 ウの場合、②は不要	
③ 貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの（決算後 6 か月以上が経過している場合は、直近の試算表又は売上の推移が確認できる書類も必要）	
④ 長野県県税のすべて及び市町村の定める税目に係る納税証明書（未納のないことを示す証明書）	
⑤ 許可証等の写し（許可等を有する業種に限る。許可証等は、許可等の種類ごとに、代表的な事業所分をつけること。特定の店舗に係る資金使途の場合は、当該店舗分の写しも必要となる）	
⑥ 金融機関、保証協会等、市町村又は県が必要とする書類	
イ 前記(1)貸付対象者 ア（セーフティネット保証 1～4 号又は 6 号）又は前記(1)貸付対象者 ウのうち、危機関連保証を利用する場合	
⑦ 市町村長の発行する特定中小企業者又は特例中小企業者の認定書（写し可）	
ウ 前記(1)貸付対象者 イ（連鎖倒産防止）の場合	
⑧ 倒産企業との取引状況及び回収困難債権額を確認できる書類の写し	
エ 前記(1)貸付対象者 エ（経済変動等）の場合	
⑨ 売上げ台帳等、要件に該当することを確認できる書類の写し	
オ 設備資金の場合	
⑩ 設計設備計画図及び見積書並びにカタログ等（写し可）	
⑪ 建築確認済証の写し（建築確認が必要な工事を行う場合に限る）	
⑫ 不動産売買契約書案等（不動産を対象とする場合に限る）	
⑬ 事業所以外の場所に設置する設備にあつては、設置場所の略図	
カ 提出部数	
4 部（なお、③、④は市町村及び県あて 2 部。⑥は各機関の定めるところによる）	

※ 保証協会等に対して、この他に提出が必要な書類は別表のとおり

(4) 融資手続き

「融資手続き（あっせん経路）一覧」の（2）に該当。

(5) その他のポイント

ア 資金使途

借入金を借換えるための資金も運転資金として認めるが、その場合は、次のすべての条件を満たすこと。

- (ア) 長野県中小企業融資保証料補給金交付要綱（平成 15 年 3 月 31 日付 14 産振第 608 号）に基づく保証料補給金が交付されている県の制度融資又は長野県新型コロナウイルス感染症対応資金に限り借換が可能であること。
- (イ) 同一金融機関での借換であること。
- (ウ) 原則として、借換対象となる従前の借入金について経営安定関連保証等のいわゆる「別枠保証」を利用している場合は、借換に際しても別枠保証を利用すること。
特に、借換対象となる従前の借入金が経営安定関連保証又は危機関連保証を利用している

場合は、同種の保証による借換を原則とすること。

(エ) 借換対象となる従前の借入金について担保を徴している場合は、借換に際して原則として担保を徴すること。

(オ) 借換により従前の借入金を一括返済すること。

(カ) 融資あっせん申込書（様式第 1 号）に、資金使途が借換である旨、及び別紙チェックリストに借換対象となる従前の借入金の名称、資金申込年月日及び借入残高等を明記すること。なお、申込書の欄に記載しきれない場合は、別紙に記載の上、申込書に添付すること。

(キ) 責任共有制度対象の保証を責任共有制度対象外の保証に借り換えることはできないこと。

イ 資金使途

信用保険法第 2 条第 5 項第 1 号（セーフティネット保証 1 号）に該当する認定企業又は前記(1)貸付対象者 イに該当する者（関連倒産）の設備資金については、当該倒産に関連したものに限る。

ウ その他

(ア) 経営向上計画書（様式第 14 号）は、現状の問題点・課題を解消し、売上高若しくは収益性を今期よりも向上させるための具体的な計画となっていること。

(イ) 信用保険法の経営安定関連保証の対象となる資金については、極力当該保証を利用させること。

(ウ) 前記(1)貸付対象者エ（経済変動等）の「最近 3 か月」については、直近 3 か月の中で最新の書類（試算表等）が作成されている月及び、その前の 2 か月分の売上高又は収益性にて比較を行うこと。

3—3 経営健全化支援資金（防災・災害対策）

(1) 貸付対象者

- ア 次の(ア)、(イ)のいずれかの実施により、事業用建築物の耐震補強、機械等の転倒防止を図ろうとする者
- (ア) 事業用建築物の有資格者による耐震診断又は耐震補強が必要と診断された建築物の耐震補強改修工事
- (イ) 地震による被害の軽減を図るための機械、器具、商品等の転倒、転落等の防止措置
- イ 旅館業を営む者で、宿泊施設の防火安全対策を講じようとする者
- ウ 石油製品が貯蔵された地下タンクの流出事故防止対策を講じようとする者
- エ 災害時等に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定又は事業継続計画に基づく対策を講じようとする者
- オ 暴風、洪水、地震その他異常な現象により生ずる災害により被災し、市町村長等の災証明書等を受けた者

(2) 貸付条件

貸付限度額	前記(1)貸付対象者 ア～エの場合
	設備資金 1億5,000万円
	運転資金 3,000万円
	前記(1)貸付対象者 オの場合
貸付利率	設備資金 6,000万円
	運転資金 8,000万円
	前記(1)貸付対象者 ア～エの場合
	年1.9%
貸付期間 ※1	前記(1)貸付対象者 オの場合
	年1.1%
	設備資金 10年以内（うち据置2年以内）
	うち土地・建物 15年以内（うち据置2年以内）
担保	運転資金 7年以内（うち据置1年以内※2）
	必要に応じて徴する
保証人	必要となる場合がある。ただし、原則として法人代表者以外不要
返済方法	元金均等による月賦返済

※1 貸付期間は1年超とすること

※2 (1) 貸付対象者 オの場合は2年以内

(3) 申込書類

ア 共通提出書類
① 融資あっせん申込書（様式第1号）
② 事業計画書（様式第15号～第15号の4のうち該当するもの（前記(1)貸付対象者オの場合は不要）

③ 貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの（決算後6か月以上が経過している場合は、直近の試算表又は売上の推移が確認できる書類も必要）
④ 長野県県税のすべて及び市町村の定める税目に係る納税証明書（未納のないことを示す証明書）
⑤ 許可証等の写し（許可等を有する業種に限る。許可証等は、許可等の種類ごとに、代表的な事業所分をつけること。特定の店舗に係る資金使途の場合は、当該店舗分の写しも必要となる）
⑥ 金融機関、保証協会等、市町村又は県が必要とする書類
イ 前記(1)貸付対象者 ア(7)（耐震改修）の場合
⑦ 耐震診断結果書類の写し（耐震診断を行おうとする者は除く）
ウ 前記(1)貸付対象者 エのうち、事業継続計画（BCP）に基づく対策を講じようとする者の場合
⑧ 事業継続計画書（BCP）の写し
エ 前記(1)貸付対象者 オの場合
⑨ 市町村長等の発行するり災証明書等（災害によって被害を受けた事実を証するものとして発行されたもの）
オ 設備資金の場合
⑩ 設計設備計画図及び見積書並びにカタログ等（写し可）
⑪ 建築確認済証の写し（建築確認が必要な工事を行う場合に限る）
⑫ 不動産売買契約書案等（不動産を対象とする場合に限る）
⑬ 事業所以外の場所に設置する設備にあつては、設置場所の略図
カ 提出部数
4部（なお、③、④は市町村及び県あて2部。⑥は各機関の定めるところによる）

※ 保証協会等に対して、この他に提出が必要な書類は別表のとおり

(4) 融資手続き

「融資手続き（あっせん経路）一覧」の（2）に該当。

(5) その他のポイント

ア 前記(1)貸付対象者 ア(7)（耐震改修）に該当する者にあつては、事業用と個人用の共同施設の場合は事業用部分のみを対象とするものであること。また、耐震補強改修工事に係る費用のみを対象とし、付随して行われる内装等の改修や建物の改築に要する費用は対象としないものであること。

イ 前記(1)貸付対象者 ア(4)（機械転倒防止）に該当する者にあつては、新規購入の機械設備の購入及び据付費用は貸付対象としないものであること。

ウ 前記(1)貸付対象者 イ（宿泊施設防火）に該当する者にあつては、防火・避難安全設備の機能向上が認められる設備改修等に係る費用であること。

なお、施設の新築、増改築に伴うものは除く。

エ 前記(1)貸付対象者 ウ（地下タンク流出防止）に該当する者にあつては、石油製品の流出事故防止対策としての地下タンクの設備改修等に係る費用であること。

なお、施設の新築、増改築に伴うものは除く。

オ 前記(1)貸付対象者 エ（BCP）に該当する者にあつては、事業継続計画の策定に係る費用又は当該計画に基づく対策に必要な費用であること。なお、事業継続計画（BCP）とは、中小企業庁の「中小企業BCP策定運用指針（<http://www.chusho.meti.go.jp/bcp/index.html>）」に沿って作成したもの又はこれに準ずるものであること。

カ 前記(1)貸付対象者 オの「暴風、洪水、地震その他異常な現象により生ずる災害」とは、一般的に、災害の規模、程度を勘案し、社会通念により異常な現象と認めら

れるものを指す。従って、通常の降雨量にもかかわらず明らかに維持管理の不備に起因して施設が損壊した場合などは災害とは認められない。

また、資金使途は災害により事業活動に支障が生じている中小企業者等が、設備の復旧、資材の購入等、事業活動の継続のために必要とする設備資金及び運転資金であること。

3—4 経営健全化支援資金（物価高対策）

(1) 貸付対象者

急激な物価高の影響を受け、最近3か月の売上高又は収益性※¹が、前3か年のうちいずれか同期に比べ5%（収益性の場合は5ポイント）以上減少している者

※1 収益性＝売上高営業利益率（営業利益÷売上高）

(2) 貸付条件

貸付限度額	設備資金 6,000万円 運転資金 8,000万円
貸付利率	年1.2%
貸付期間 ※2	設備資金 10年以内（うち据置2年以内） 運転資金 7年以内（うち据置2年以内）
担保	必要に応じて徴する
保証人	必要となる場合がある。ただし、原則として法人代表者以外不要
返済方法	元金均等による月賦返済

※2 貸付期間は1年超とすること

(3) 申込書類

ア 共通提出書類	
①	融資あっせん申込書（様式第1号）
②	貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの（決算後6か月以上が経過している場合は、直近の試算表又は売上の推移が確認できる書類も必要）
③	長野県県税のすべて及び市町村の定める税目に係る納税証明書（未納のないことを示す証明書）
④	許可証等の写し（許可等を有する業種に限る。許可証等は、許可等の種類ごとに、代表的な事業所分をつけること。特定の店舗に係る資金使途の場合は、当該店舗分の写しも必要となる）
⑤	金融機関、保証協会等、市町村又は県が必要とする書類
⑥	経営向上計画書（物価高対策用）（様式第14号の2）
⑦	売上げ台帳等、要件に該当することを確認できる書類の写し
イ 設備資金の場合	
⑧	設計設備計画図及び見積書並びにカタログ等（写し可）
⑨	建築確認済証の写し（建築確認が必要な工事を行う場合に限る）
⑩	不動産売買契約書案等（不動産を対象とする場合に限る）
⑪	事業所以外の場所に設置する設備にあっては、設置場所の略図
ウ 提出部数	
4部（なお、②、③は市町村及び県あて2部。⑤は各機関の定めるところによる）	

※ 保証協会等に対して、この他に提出が必要な書類は別表のとおり

(4) 融資手続き

「融資手続き（あっせん経路）一覧」の（２）に該当。

(5) その他のポイント

ア 貸付対象者

前記(1)貸付対象者の「最近３か月」については、直近３か月の中で最新の書類（試算表等）が作成されている月及び、その前の２か月分の売上高の合計又は当該期間の売上高及び売上高営業利益にて比較を行うこと。

イ 資金使途

同資金において借換を含む利用は不可とする。

3—5 経営健全化支援資金（新型コロナ借換向け）

(1) 貸付対象者

経営力強化保証制度要綱（20240522 中庁第1号）に定める経営力強化保証を利用する者であって、信用保険法第2条第5項第5号（セーフティネット保証5号）に該当し認定を受けて既往の新型コロナウイルス感染症関連保証に係る借入金を借り換える者

(2) 貸付条件

貸付限度額	設備資金・運転資金合計で 1億円
貸付利率	年1.6%
貸付期間	10年以内（うち据置1年以内）
担保	必要に応じて徴する
保証人	必要となる場合がある。ただし、原則として法人代表者以外不要
返済方法	元金均等による月賦返済 保証期間が1年以内の場合は一括返済でも差し支えない
その他	既往の新型コロナウイルス感染症関連保証に限り借換が可能

(3) 申込書類

ア 共通提出書類	
① 事業行動計画書 ② 「経営力強化保証」申込人資格要件等届出書 ③ セーフティネット5号認定書 ④ 長野県経営健全化支援資金（新型コロナ借換向け）申込確認書 ⑤ 許可証等の写し（許可等を有する業種に限る。許可証等は、許可等の種類ごとに、代表的な事業所分をつけること。特定の店舗に係る資金使途の場合は、当該店舗分の写しも必要となる） ⑥ 金融機関又は保証協会等が必要とする書類	
イ 設備資金の場合	
⑦ 設計設備計画図及び見積書並びにカタログ等（写し可） ⑧ 建築確認済証の写し（建築確認が必要な工事を行う場合に限る） ⑨ 不動産売買契約書案等（不動産を対象とする場合に限る） ⑩ 事業所以外の場所に設置する設備にあつては、設置場所の略図	
ウ 提出部数	
2部（金融機関及び保証協会等あて。⑥は各機関の定めるところによる）	

※ 保証協会等に対して、この他に提出が必要な書類は別表のとおり

(4) 融資手続き

「融資手続き（あっせん経路）一覧」の（3）に該当。

(5) その他のポイント

ア 貸付対象者

金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う者。なお、県内における営業期間が1年未満のものであっても、貸付けの対象となる。

イ 資金使途

新型コロナウイルス感染症関連保証に係る既往借入金を借り換えるものに限る。なお、運転・設備資金を問わず借換資金に追加融資資金を加えることが可能であるが、経営の安定に必要な事業資金であって、事業計画の実施に必要な資金に限る。

ウ 借換条件

次のすべての条件を満たすこと。

(ア) 信用保証付き融資であって以下に掲げる既往の新型コロナウイルス感染症関連保証に係る借入金に限り借換が可能であること。

- ・新型コロナウイルス感染症対応資金に係る既往借入金
- ・伴走支援型特別保証制度に係る既往借入金
- ・保険法第12条に規定する経営安定関連保証（保険法第2条第5項第4号（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）の特定中小企業者に係るものに限る。）に係る既往借入金
- ・保険法第15条に規定する危機関連保証（保険法第2条第6項（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）の特例中小企業者に係るものに限る。）に係る既往借入金
- ・経営安定関連保証（5号）であって令和2年経済産業省告示第49号により経済産業大臣が認めた場合として定めた期間内（延長後の期間を含む。）に信用保証協会が保証申込受け付けし、かつ貸付実行された既往借入金

(イ) 同一金融機関での借換であること。

(ロ) 借換により従前の借入金を一括返済すること。

エ その他

本制度は全国統一の保証制度である「経営力強化保証」に対応する制度。

貸付期間が同一の場合に限り、設備資金・運転資金の一括申込みができるものとする（ただし、設備資金及び運転資金それぞれの金額を明記すること）。

4—1 信州創生推進資金（創業支援向け）

(1) 貸付対象者

次のいずれかに該当し、事業実施のために資金を必要とする者

ア 「新規開業予定者」であること。

「新規開業予定者」とは、産業競争力強化法（平成 25 年法律第 98 号）第 2 条第 31 項第 1 号、第 3 号及び第 5 号の規定による創業者であり、次のとおりであること（創業関連保証に該当）。

- (ア) 事業を営んでいない個人が 1 月以内（産業競争力強化法第 2 条第 31 項第 1 号に規定する認定特定創業支援等事業による支援を受けて創業を行おうとする者（以下「認定特定支援等を受けた創業者」という。）にあっては 6 月以内）に新たな事業を開始する具体的な計画を有するもの
- (イ) 事業を営んでいない個人が、2 月以内（認定特定支援等を受けた創業者にあっては 6 月以内）に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的な計画を有するもの
- (ロ) 中小企業者である会社が、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに中小企業者である会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的な計画を有するもの

イ 「新規開業者」であること。

「新規開業者」とは、個人事業を開始し又は会社若しくは中小企業団体等を設立してから 5 年未満のもの。なお、法人成り又は個人成りの場合は、最初に事業を開始してから、5 年未満の場合に限り、対象となる。

ウ スタートアップ創出促進保証制度要綱（20240815 中庁第 3 号）に定めるスタートアップ創出促進保証（以下「SSS 保証」という。）を利用するものであること。

エ 上記ア～ウのいずれかに該当し、かつ、日本標準産業分類に掲げる「大分類 G—情報通信業」のうち、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業又はインターネット付随サービス業を主業として事業を営む者若しくは営もうとする者

(2) 貸付条件

貸付限度額 ※ 1	設備資金 3,500 万円 運転資金 2,000 万円
	創業関連保証又は SSS 保証を利用する場合
	設備資金と運転資金合計で 3,500 万円
貸付利率	年 1. 1 %
	前記(1)貸付対象者ア～ウに該当し、イノベティブな創業の活発化を図るため、県の創業支援施策を受ける者（※ 2）の場合、又は前記(1)貸付対象者エに該当する場合
	年 1. 0 %
貸付期間 ※ 3 ※ 4	設備資金 10 年以内（うち据置 1 年以内） 運転資金 7 年以内（うち据置 1 年以内）
担保	必要に応じて徴する なお、創業関連保証及び SSS 保証の対象となる場合は徴しない
保証人	必要となる場合がある。ただし、原則として法人代表者以外不要（SSS 保証利用時は不要）
返済方法	元金均等による月賦返済

※ 1 中小企業振興資金（創業枠）との合計で 5,500 万円の範囲内であること

- ※2 後記(3) 申込書類 オ の提出が必要。「イノベーティブな創業の活発化を図るため、県の創業支援施策を受ける者」の定義については、後記(5) その他のポイント カ に記載のとおり
- ※3 貸付期間は1年超とすること
- ※4 SSS 保証を利用する際、原則同時にプロパー融資を実行する、又は保証申込み時においてプロパー融資の残高がある場合は据置期間3年以内

(3) 申込書類

ア 共通提出書類
① 融資あっせん申込書（様式第1号） ② 長野県県税のすべて及び市町村の定める税目に係る納税証明書（未納のないことを示す証明書） ③ 許可証等の写し（許可等を有する業種に限る。許可証等は、許可等の種類ごとに、代表的な事業所分をつけること。特定の店舗に係る資金使途の場合は、当該店舗分の写しが必要となる） ④ 金融機関、保証協会等、市町村又は県が必要とする書類
イ 前記(1)貸付対象者 ア（新規開業予定者）の場合
⑤ 創業計画書（様式第16号） ⑥ 創業計画に関する意見書（様式第17号） ⑦ 事業を営んでいない個人であった事実を証する書類 ※ ⑥及び⑦は、前記(1)貸付対象者 ア(ア)又は(イ)の場合に限る ⑧ 認定特定創業支援等事業による支援を受けたことについての市町村長の証明書の写し ※ ⑧は、認定特定支援等を受けた創業者の場合に限る
ウ 前記(1)貸付対象者 イ（新規開業者）の場合
⑨ 次の(ア)～(ウ)いずれかの書類 (ア) 貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの（決算後6か月以上が経過している場合は、直近の試算表又は売上の推移が確認できる書類も必要） ※ 信用保証協会から計画書等の書類を求められた場合はその写しも添付 (イ) 収支等計画書（様式第18号） ※ (イ)は、売上発生から決算書を作成するまでの期間の者が対象（売上発生後間もない時点の申込の場合、信用保証協会にて下記(ウ)の添付を求められる場合があり、その場合には収支等計画書は添付不要） (ウ) 創業計画書（様式第16号） ※ (ウ)は、法人の場合は会社設立、個人の場合は開業届提出又は客観的着手後から、売上発生するまでの期間の者が対象 ⑩ 開業日を証する書類の写し（個人事業主にあつては税務署の収受が確認できる開業届又は建築請負契約書、賃貸契約書、商品売買契約書、商品発注書等の客観的着手を示す書類、法人にあつては商業登記簿謄本）
エ 前記(1)貸付対象者 ウ（SSS 保証を利用するもの）の場合

「新規開業予定者」の場合 ⑪ 創業計画書（SSS 保証所定様式） ⑫ 創業計画に関する意見書（様式第 17 号） ⑬ 事業を営んでいない個人であった事実を証する書類 ※ ⑫及び⑬は、事業を営んでいない個人が新たに会社を設立する場合に限る ⑭ 認定特定創業支援等事業による支援を受けたことについての市町村長の証明書の写し ※ ⑭は、認定特定支援等を受けた創業者の場合に限る	
「新規開業者」の場合 ⑮ 貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの（決算後 6 か月以上が経過している場合は、直近の試算表又は売上の推移が確認できる書類も必要。売上が発生していない場合は不要） ⑯ 創業計画書（SSS 保証所定様式） ※ ⑯は売上が発生している者も対象（ただし、税務申告 1 期終了以降の者については一部記入省略可） ⑰ 開業日を証する書類の写し（個人事業主にあつては税務署の収受が確認できる開業届又は建築請負契約書、賃貸契約書、商品売買契約書、商品発注書等の客観的着手を示す書類、法人にあつては商業登記簿謄本）	
オ 前記(1)貸付対象者に該当し、イノベティブな創業の活発化を図るため、県の創業支援施策を受ける者（イノベティブ枠）の場合	
⑱ 創業支援施策対象者確認票（様式第 19 号）及び対象者であることを確認できる資料の写し	
カ 設備資金の場合	
⑲ 設計設備計画図及び見積書並びにカタログ等（写し可） ⑳ 建築確認済証の写し（建築確認が必要な工事を行う場合に限る） ㉑ 不動産売買契約書案等（不動産を対象とする場合に限る） ㉒ 事業所以外の場所に設置する設備にあつては、設置場所の略図	
キ 提出部数	
4 部（なお、②、⑨(ア)、⑮は市町村及び県あて 2 部。④は各機関の定めるところによる）	

※ 保証協会等に対して、この他に提出が必要な書類は別表のとおり

(4) 融資手続き

「融資手続き（あっせん経路）一覧」の（2）に該当。

(5) その他のポイント

ア 県内における営業期間が 1 年未満の者であっても、貸付けの対象となる。

イ 前記(1)貸付対象者 ア及びウに該当する者にあつては、融資あっせん申込みに当たり、創業計画書（様式第 16 号、ウの場合は SSS 保証所定様式）を作成すること。

なお、前記(1)貸付対象者 ア(ア)又は(イ)（ウの場合を含む）に該当する者にあつては、経営指導員、税理士、公認会計士、中小企業診断士（以下「経営指導員等」という。）の経営指導を受けること。また、経営指導員等は、創業計画に関する意見書（様式第 17 号）を作成し、申込者に交付すること。

ウ 創業関連保証又は SSS 保証を利用できる者にあつては、極力当該保証を利用させるもの

であること。

エ 無担保・無保証人による貸付けは、保証協会の創業関連保証又は SSS 保証の中で取り扱うことになっているため次の点に留意すること。

(ア) 他の融資制度を含めて 1 貸付先の保証限度額は、3,500 万円であること。

(イ) 無担保保証（8,000 万円）の範囲内での取扱いであること。

オ 創業関連保証又は SSS 保証の対象となる場合、かつ貸付期間が同一の場合に限り、設備資金・運転資金の一括申込みができるものとする（ただし、設備資金及び運転資金それぞれの金額を明記すること）。

カ 前記(1)貸付対象者に該当し、イノベーティブな創業の活発化を図るため、県の創業支援施策を受ける者にあつては、次の(ア)～(キ) いずれかに該当する者であること。

(ア) 信州アクセラレーションプログラムの支援対象事業者

(イ) 信州ベンチャーコンテスト及び信州ベンチャーサミットのプレゼンテーション発表者

(ウ) 地域課題解決型創業支援事業の支援対象事業者

(エ) 長野県創業支援センターの支援対象事業者

(オ) エンジェル税制の対象企業

(カ) 信州スタートアップ・承継支援ファンドの対象企業

(キ) 信州スタートアップ・承継支援 2 号ファンドの対象企業

キ 前記(1)貸付対象者エの申込書類は、該当する前記(1)貸付対象者ア～ウのいずれかの申込書類と同様のものとする。

ク 借換条件

借入金を借換えるための資金も運転資金として認めるが、その場合は、次のすべての条件を満たすこと。

(ア) 創業関連保証を利用した保証料補給金が交付されている県の制度融資に限り借換が可能であること。

(イ) SSS 保証を利用すること。

4—2 信州創生推進資金（事業承継向け）

(1) 貸付対象者

- ア 他者が営む既存事業の一部を譲り受け、事業継続しようとする者
- イ 事業承継・引継ぎ支援センターの支援を受けて事業承継計画を策定し、既存事業を譲り受けようとする者
- ウ 次の(ア)～(オ)のいずれかに該当する「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（以下「経営承継円滑化法」という。）の規定に基づく認定を受けた者」
 - (ア) 経営承継円滑化法第13条第1項の規定による経営承継関連保証を利用する者
 - (イ) 経営承継円滑化法第13条第2項の規定による特定経営承継関連保証を利用する者
 - (ウ) 経営承継円滑化法第13条第3項及び同条第4項の規定による経営承継準備関連保証を利用する者
 - (エ) 経営承継円滑化法第13条第5項の規定による特定経営承継準備関連保証を利用する者
 - (オ) 経営承継円滑化法第13条第6項の規定による経営承継借換関連保証を利用する者
- エ 「事業承継」を行おうとする者または「事業承継」を行ってから5年未満の者であって当該事業の拡大を図ろうとする者
- オ 事業承継特別保証制度要綱（20240813 中庁第2号）に定める事業承継特別保証を利用する者

(2) 貸付条件

貸付限度額	設備資金 1億5,000万円 運転資金 3,000万円（うち借換8,000万円）
貸付利率	年1.1%
貸付期間 ※1	設備資金 10年以内（うち据置1年以内） うち土地・建物 15年以内※2（うち据置1年以内） 運転資金 7年以内（うち据置1年以内） うち借換 10年以内（うち据置1年以内）
担保	必要に応じて徴する
保証人	必要となる場合がある。ただし、原則として法人代表者以外不要。 前記(1)貸付対象者ウ(オ)又はオの場合、不要
返済方法	元金均等による月賦返済
その他	前記(1)貸付対象者ウ(オ)又はオの場合、信用保証付き融資に限り借換が可能

※1 貸付期間は1年超とすること

※2 対象者オの場合は10年以内

(3) 申込書類

ア 共通提出書類
① 融資あっせん申込書（様式第1号） ② 貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの（決算後6か月以上が経過している場合は、直近の試算表又は売上の推移が確認できる書類も必要） ③ 長野県県税のすべて及び市町村の定める税目に係る納税証明書（未納のないことを示す証明書） ④ 許可証等の写し（許可等を有する業種に限る。許可証等は、許可等の種類ごとに、

代表的な事業所分をつけること。特定の店舗に係る資金使途の場合は、当該店舗分の写しも必要となる) ⑤ 金融機関、保証協会等、市町村又は県が必要とする書類
イ 前記(1)貸付対象者アの場合
⑥ 事業計画書(様式第20号) ⑦ 事業譲渡が確認できる書類の写し(事業譲渡契約書、事業用資産の売買契約書等)
ウ 前記(1)貸付対象者イの場合
⑧ 事業承継・引継ぎ支援センターの支援を受けて策定した事業承継計画書
エ 前記(1)貸付対象者ウの場合
⑨ 経営承継円滑化法第12条の規定に基づく都道府県知事の認定書及び認定申請の提出書類の写し
オ 前記(1)貸付対象者エの場合
⑩ 事業計画書(様式第20号の2) ⑪ 事業承継の日を証する書類の写し(個人にあっては税務署の収受が確認できる開業届または許可等にかかる変更申請書類等客観的に承継が確認できる書類、法人にあっては履歴事項全部証明書) ⑫ 株主構成が確認できる書類(議事録、法人税申告書の別表二等)
カ 前記(1)貸付対象者オの場合
⑬ 事業承継特別保証利用に係る信用保証協会への提出書類(所定様式)の写し
キ 設備資金の場合
⑭ 設計設備計画図及び見積書並びにカタログ等(写し可) ⑮ 建築確認済証の写し(建築確認が必要な工事を行う場合に限る) ⑯ 不動産売買契約書案等(不動産を対象とする場合に限る) ⑰ 事業所以外の場所に設置する設備にあっては、設置場所の略図
ク 提出部数
4部(なお、③、④は市町村及び県あて2部。⑥は各機関の定めるところによる)

※ 保証協会等に対して、この他に提出が必要な書類は別表のとおり

(4) 融資手続き

「融資手続き(あっせん経路)一覧」の(2)に該当。

(5) その他のポイント

ア 貸付対象者

県外において1年以上継続して同一事業を営んでおり、その経営の実態が良好であり、かつ、当該事業の進展が商工施策の上からも期待される場合は、県内における営業期間が1年未満の者であっても貸付けの対象とする。

また、前記(1)貸付対象者ウ(イ)又は(エ)に該当する者にあつては、県内における営業期間が1年未満の者であっても貸付けの対象とする。

イ 資金使途

(ア) 前記(1)貸付対象者ウ(ア)又は(イ)に該当するものにあつては、次のa～eいずれかに該当する資金に限る。

- a 議決権株式の取得資金
- b 事業用資産等の取得資金

- c 事業用資産等に係る相続税又は贈与税の納税資金
- d 他の共同相続人に対して負担する債務の返済資金又は事業用資産等の返還義務を免れるための価格弁償資金
- e 運転資金
- (イ) 前記(1)貸付対象者ウ(ウ)又は(エ)に該当するものにあつては、他の中小企業者の経営の承継に不可欠な資産であつて、次のいずれかに該当する資金に限る。
 - a 他の中小企業者が有する事業用資産等の取得資金
 - b 他の中小企業者（会社に限る。）の株式等の取得資金
- (ウ) 前記(1)貸付対象者ウ(オ)に該当するものにあつては、経営の承継に必要な資金のうち、当該認定の日から経営の承継の日までの間における借換資金（当該中小企業者の代表者が保証債務を負う借入れに係るもの）に限る。

ウ その他

- (ア) 前記(1)貸付対象者ウについては、前記(3)申込書類エの認定書の有効期限である認定を受けた日の翌日から起算して1年を経過する日までに申込みを行うこと。
- (イ) 貸付対象者ウ(オ)又はオに該当し、借換を行った資金（以下、「借換資金」という）がある場合、「借換資金の残高を8,000万円から控除した額」もしくは「3,000万円」のいずれか小さい方の額を運転資金の貸付上限額とする。
- (ウ) 貸付対象者エに規定する「事業承継」とは、中小企業庁が定義する「事業承継の構成要素」を事業者または法人代表者がすべて承継するものであること。なお、「事業承継」の譲渡人は本資金の対象としない。

エ 借換条件

- 前記(1)貸付対象者ウ(オ)又はオにおける借換については、次のすべての条件を満たすこと。
- (ア) 信用保証付き融資に限り借換が可能であること。
- (イ) 借換後の貸付期間は1年超であること。
- (ウ) 借換対象となる従前の借入金について担保を徴している場合は、借換に際して原則として担保を徴すること。
- (エ) 借換により従前の借入金を一括返済すること。
- (オ) 融資あっせん申込書（様式第1号）に、資金使途が借換である旨、及び別紙チェックリストに借換対象となる従前の借入金の名称、資金申込年月日及び借入残高等を明記すること。なお、申込書の欄に記載しきれない場合は、別紙に記載の上、申込書に添付すること。

4—3 信州創生推進資金（省力化投資向け）

(1) 貸付対象者

- ア 中小企業省力化投資補助金の交付決定を受けて設備導入を行おうとする者
- イ 中小企業等経営強化法第52条第1項の規定による認定を受けた先端設備等導入計画に従って先端設備等の導入を行おうとする者
- ウ AI・IoT・ロボットに関する研究開発を行おうとする者又はAI・IoT・ロボットを用いた設備導入等※により生産性向上を図ろうとする者
- エ 物流の効率化に資する設備導入又は環境整備等により生産性向上を図ろうとする者（物流・運送事業者や荷主事業者）

※「長野県デジタル化一貫支援サイト」に掲載されているアプリケーション等の導入を含む

(2) 貸付条件

貸付限度額	設備資金 1億5,000万円 運転資金 3,000万円
貸付利率	年1.1%
貸付期間 ※1	設備資金 10年以内（うち据置1年以内） うち土地・建構 15年以内（うち据置1年以内） 運転資金 7年以内（うち据置1年以内）
担保	必要に応じて徴する
保証人	必要となる場合がある。ただし、原則として法人代表者以外不要
返済方法	元金均等による月賦返済

(3) 申込書類

ア 共通提出書類
① 融資あっせん申込書（様式第1号） ② 事業計画書（様式第21号～第21号の3のうち該当するもの） ③ 貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの（決算後6か月以上が経過している場合は、直近の試算表又は売上の推移が確認できる書類も必要） ④ 長野県県税のすべて及び市町村の定める税目に係る納税証明書（未納のないことを示す証明書） ⑤ 許可証等の写し（許可等を有する業種に限る。許可証等は、許可等の種類ごとに、代表的な事業所分をつけること。特定の店舗に係る資金使途の場合は、当該店舗分の写しも必要となる） ⑥ 金融機関、保証協会等、市町村又は県が必要とする書類

イ 前記(1)貸付対象者 ア の場合
⑦ 補助金交付決定通知の写し ⑧ 事業計画書（「カタログ注文型」の場合は様式第 21 号、「一般型」の場合は補助金申請時に添付した事業計画書）
ウ 前記(1)貸付対象者 イ の場合
⑨ 先端設備等導入計画に係る認定申請書及び認定書の写し
エ 設備資金の場合
⑩ 設計設備計画図及び見積書並びにカタログ等（写し可） ⑪ 建築確認済証の写し（建築確認が必要な工事を行う場合に限る） ⑫ 不動産売買契約書案等（不動産を対象とする場合に限る） ⑬ 事業所以外の場所に設置する設備にあっては、設置場所の略図
オ 提出部数
4 部（なお、③、④は市町村及び県あて 2 部。⑥は各機関の定めるところによる）

※ 保証協会等に対して、この他に提出が必要な書類は別表のとおり

(4) 融資手続き

「融資手続き（あっせん経路）一覧」の（2）に該当。

(5) その他のポイント

ア 前記(1)貸付対象者 イに該当する者にあつては、計画の実施期間（実施時期）内に貸付実行がされること。また、計画に記載のある資金の申込に限る。

4—4 信州創生推進資金（事業展開向け）

(1) 貸付対象者

ア 次の(ア)～(ウ)のいずれかに該当する「新しい技術・製品・サービス等の研究開発・事業展開を行おうとする者」

(ア) 中小企業等経営強化法（以下「経営強化法」という。）第14条第1項の規定による承認を受けた経営革新計画に従って経営革新のための事業を行おうとする者

(イ) 経営強化法第17条第1項の規定による認定を受けた経営力向上計画に従って経営力向上のための事業を行おうとする者

(ウ) 新たな研究開発、事業展開による技術・製品・サービス等が、機能、用途、性能等（サービス等にあつては、内容、手段、効率性等）において、従来にない特徴を有し、当該事業の属する業界又は財・サービスを供給する市場等における新しい活動を誘引する等先導的な役割を果たすと見込まれるもの

イ 次の(ア)～(エ)の全てに該当する「事業転換又は新分野進出により経営の多角化を図ろうとする者」

(ア) 現在の事業と日本標準産業分類の細分類（4ケタ分類）において、異なる分類に属すること。ただし、同一の分類に属する場合は、商品の機能、性能及びサービス等の大幅な改善を行い市場の多角化等を行う場合に限るものであること。

(イ) 新たな事業分野は進出後の全事業活動のおおむね20%以上を占めるものであること。（事業活動の割合の算定は、生産額、取引額又は付加価値額による。）

(ウ) 新たな事業分野は将来の発展が確実に見込め、また、当該事業分野の経営ノウハウ等を十分保有できると見込めるものであること。

(エ) 下請事業者にあつては、親事業者からの単なる発注品目の変更によるものでないこと。

(2) 貸付条件

貸付限度額	設備資金 1億5,000万円 運転資金 3,000万円
貸付利率	年1.2%
貸付期間 ※1	設備資金 10年以内（うち据置1年以内） うち土地・建物等 15年以内（うち据置1年以内） 運転資金 7年以内（うち据置1年以内）
担保	必要に応じて徴する
保証人	必要となる場合がある。ただし、原則として法人代表者以外不要
返済方法	元金均等による月賦返済

※1 貸付期間は1年超とすること

(3) 申込書類

ア 共通提出書類	
① 融資あっせん申込書（様式第1号）	
② 事業計画書（様式第22号～第22号の2のうち該当するもの）	
※ 下記⑦～⑧のいずれかを提出する者で、経営革新計画又は経営力向上計画の承認申請書の写しをもって事業内容が確認できる場合は、②は不要	
③ 貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの（決算後6か月以上が経過している場合は、直近の試算表又は売上の推移が確認できる書類も必要）	
④ 長野県県税のすべて及び市町村の定める税目に係る納税証明書（未納のないことを示す証明書）	
⑤ 許可証等の写し（許可等を有する業種に限る。許可証等は、許可等の種類ごとに、代表的な事業所分をつけること。特定の店舗に係る資金使途の場合は、当該店舗分の写しも必要となる）	
⑥ 金融機関、保証協会等、市町村又は県が必要とする書類	
イ 前記(1)貸付対象者 ア(ア)（経営革新計画）の場合	
⑦ 経営革新計画に係る承認申請書及び承認書の写し	
ウ 前記(1)貸付対象者 ア(イ)（経営力向上計画）の場合	
⑧ 経営力向上計画に係る認定申請書及び認定書の写し	
オ 設備資金の場合	
⑨ 設計設備計画図及び見積書並びにカタログ等（写し可）	
⑩ 建築確認済証の写し（建築確認が必要な工事を行う場合に限る）	
⑪ 不動産売買契約書案等（不動産を対象とする場合に限る）	
⑫ 事業所以外の場所に設置する設備にあっては、設置場所の略図	
カ 提出部数	
4部（なお、③、④は市町村及び県あて2部。⑥は各機関の定めるところによる）	

※ 保証協会等に対して、この他に提出が必要な書類は別表のとおり

(4) 融資手続き

「融資手続き（あっせん経路）一覧」の（2）に該当。

(5) その他のポイント

ア 前記(1)貸付対象者 ア(ア)、(イ)に該当する者にあつては、県外において1年以上継続して同一事業を営んでおり、その経営の実態が良好であり、かつ、当該事業の進展が商工施策の上からも期待される場合は、県内における営業期間が1年未満の者であっても貸付けの対象とする。

イ 前記(1)貸付対象者 ア(ア)、(イ)に該当する者にあつては、各計画の実施期間（実施時期）内に貸付実行がされること。また、計画に記載のある資金の申込に限る。

ウ 前記(1)貸付対象者 イ(イ)の付加価値額の計算方法は「付加価値額＝人件費＋減価償却費＋営業損益」とする。

4—5 信州創生推進資金（IT 産業向け）

(1) 貸付対象者

総務省の刊行する日本標準産業分類に掲げる「大分類 G—情報通信業」のうち、細分類（4 ケタ分類）におけるソフトウェア業、情報処理・提供サービス業又はインターネット付随サービス業を主業として事業を営む者であって、当該事業に係る事業発展や拡大を目指す者

(2) 貸付条件

貸付限度額	設備資金 1 億 5,000 万円 運転資金 5,000 万円
貸付利率	年 1. 1 %
貸付期間 ※ 1	設備資金 10 年以内（うち据置 1 年以内） うち土地・建物等 15 年以内（うち据置 1 年以内） 運転資金 7 年以内（うち据置 1 年以内）
担保	必要に応じて徴する
保証人	必要となる場合がある。ただし、原則として法人代表者以外不要
返済方法	元金均等による月賦返済

※ 1 貸付期間は 1 年超とすること

(3) 申込書類

ア 共通提出書類	
①	融資あっせん申込書（様式第 1 号）
②	貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの（決算後 6 か月以上が経過している場合は、直近の試算表又は売上の推移が確認できる書類も必要）
③	長野県県税のすべて及び市町村の定める税目に係る納税証明書（未納のないことを示す証明書）
④	許可証等の写し（許可等を有する業種に限る。許可証等は、許可等の種類ごとに、代表的な事業所分をつけること。特定の店舗に係る資金使途の場合は、当該店舗分の写しも必要となる）
⑤	事業計画書（様式第 23 号）
⑥	金融機関、保証協会等、市町村又は県が必要とする書類
イ 設備資金の場合	
⑦	設計設備計画図及び見積書並びにカタログ等（写し可）
⑧	建築確認済証の写し（建築確認が必要な工事を行う場合に限る）
⑨	不動産売買契約書案等（不動産を対象とする場合に限る）
⑩	事業所以外の場所に設置する設備にあつては、設置場所の略図
ウ 提出部数	
4 部（なお、②、③は市町村及び県あて 2 部。⑥は各機関の定めるところによる）	

※ 保証協会等に対して、この他に提出が必要な書類は別表のとおり

(4) 融資手続き

「融資手続き（あっせん経路）一覧」の（2）に該当。

4—6 信州創生推進資金（地域活性化向け）

(1) 貸付対象者

ア 事業の拡大又は店舗の移転により商店街の空き店舗に出店しようとする者又は出店後１年以内の者

イ 下表に掲げる県産品を製造し、地場産業の活性化を図ろうとする者

1 寒 天	2 水産加工品	3 野菜果実瓶缶詰	4 漬 物	5 味 噌	6 醬 油	
7 和菓子	8 ワイン	9 清 酒	10 地ビール	11 そば	12 凍豆腐	13 生 糸
14 信州紬	15 染 色	16 和 紙	17 水 引	18 竹・籐・杞柳・わら・あけび蔓細工		
19 家 具	20 仏壇・神具	21 木彫品	22 ギター	23 漆 器	24 スキー	
25 木工芸品	26 瓦	27 焼 物	28 石材加工品	29 信州鋸	30 打刃物	31 煙 火
32 その他知事が適当と認めるもの						

ウ 次の(ア)～(ウ)いずれかの整備により、地域の活性化を図ろうとする者

(ア) 下表に掲げる観光施設の整備

対 象 施 設	施 設 例
スポーツ施設	スキー場、グラウンド、体育館、テニスコート、プール 等
温 泉 施 設	天然温泉浴場 等
文 化 施 設	クラフト施設、物産館 等
その他の施設	観光施設として認められたもの

(イ) 宿泊施設の整備

(ウ) 観光需要に対応するための環境整備

エ 障害者、高齢者等に配慮した、次の(ア)～(エ)いずれかの設備、また、これらと併せた建物の整備をする者

(ア) 傾斜路

(イ) 自動ドア

(ウ) 障害者等の利用に配慮したトイレ

(エ) 障害者等の利用に配慮したエレベーター

オ 国の「保健機能食品制度」に則った「からだに優しい食品」を製造する者

(2) 貸付条件

貸 付 限 度 額	設備資金 1億5,000万円 運転資金 3,000万円
貸 付 利 率	年1.8％ 前記(1)貸付対象者 イ（県産品製造）のうち、長野県伝統的工芸品（※1）を製造する者又はオの場合 年1.5％

貸付期間 ※2	設備資金 10年以内（うち据置1年以内） うち土地・建物 15年以内（うち据置1年以内） 運転資金 7年以内（うち据置1年以内）
担保	必要に応じて徴する
保証人	必要となる場合がある。ただし、原則として法人代表者以外不要
返済方法	元金均等による月賦返済

※1 「長野県伝統的工芸品」の定義については、後記(5)その他のポイント ア(イ)に記載のとおり

※2 貸付期間は1年超とすること

(3) 申込書類

ア 共通提出書類	
① 融資あっせん申込書（様式第1号）	
② 事業計画書（様式第24号～第24号の4のうち該当するもの）	
※ 前記(1)貸付対象者 エの場合は、②は不要	
③ 貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの（決算後6か月以上が経過している場合は、直近の試算表又は売上の推移が確認できる書類も必要）	
④ 長野県県税のすべて及び市町村の定める税目に係る納税証明書（未納のないことを示す証明書）	
⑤ 許可証等の写し（許可等を有する業種に限る。許可証等は、許可等の種類ごとに、代表的な事業所分をつけること。特定の店舗に係る資金使途の場合は、当該店舗分の写しも必要となる）	
⑥ 金融機関、保証協会等、市町村又は県が必要とする書類	
イ 前記(1)貸付対象者オ（「からだに優しい食品」製造）の場合	
⑦ 国の「保健機能食品制度」の対象となっていることを証する書類	
ウ 設備資金の場合	
⑧ 設計設備計画図及び見積書並びにカタログ等（写し可）	
⑨ 建築確認済証の写し（建築確認が必要な工事を行う場合に限る）	
⑩ 不動産売買契約書案等（不動産を対象とする場合に限る）	
⑪ 事業所以外の場所に設置する設備にあっては、設置場所の略図	
エ 提出部数	
4部（なお、③、④は市町村及び県あて2部。⑥は各機関の定めるところによる）	

※ 保証協会等に対して、この他に提出が必要な書類は別表のとおり

(4) 融資手続き

「融資手続き（あっせん経路）一覧」の（2）に該当。

(5) その他のポイント

ア 資金使途

(ア) 前記(1)貸付対象者 ア（空き店舗出店）に該当する者にあつては、次のa～cいずれかに該当する資金に限る。

- a 店舗の取得、改修又は賃借
- b 当該店舗に係る什器又は備品の購入
- c 当該店舗に係る商品等の仕入れ、賃金その他の経費の支払い

(イ) 前記(1)貸付対象者 イ（県産品製造）に該当する者にあつては、次の a～e いずれかに該当する資金に限る。

なお、d 及び e において「長野県伝統的工芸品」とは、伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和 49 年法律第 57 号）第 2 条第 1 項の規定により指定された伝統的工芸品（県内において指定されたものに限る）又は長野県伝統的工芸品指定要綱（昭和 57 年 5 月 13 日 57 工第 30 号）第 5 の第 1 項の規定により指定された伝統的工芸品であること。

- a 新商品の開発に要する経費
- b 生産体制の整備に要する経費
- c 需要開拓又は販路拡大に要する経費
- d 長野県伝統的工芸品の後継者の確保及び育成並びに従事者の研修に要する経費
- e 長野県伝統的工芸品の原材料の確保及び原材料についての研究に要する経費

(ウ) 前期(1)貸付対象者 ウに規定する「整備」とは、観光施設等の改修、増設及び新設をいう。なお、(ウ)の対象としては、Wi-Fi 環境の整備、キャッシュレス決済機能導入、外国語表示看板等の多言語受入環境整備等を想定している。

(エ) 前記(1)貸付対象者 オ（「からだに優しい食品」製造）に該当する者にあつては、次の a～c いずれかに該当する資金に限る。

- a 「からだに優しい食品」の改良に要する経費
- b 生産体制の整備に要する経費
- c 需要開拓又は販路拡大に要する経費

4—7 信州創生推進資金（企業立地向け）

(1) 貸付対象者

ア 工業団地に工場等の新設又は移転等を行おうとする者

イ ICT 産業立地助成金の事業認定を受け、事業用施設の新設又は移転等を行おうとする者

ウ 工業団地内の工場等に新たに設備導入を行おうとする者で設備の取得に要する費用が1千万円以上の者

エ 県外にある本社機能の県内への移転を行おうとする者

注1)「工業団地」とは、次の(ア)～(エ)いずれかをいう。

(ア) 地方公共団体又は地方公共団体が50%以上出資している法人（以下「地方公共団体等」という。）が取得又は造成した工業団地

(イ) 農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（昭和46年法律第112号）第5条に規定する産業を導入すべき地区

(ウ) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条に規定する準工業地域、工業地域又は工業専用地域

(エ) その他知事が適当と認めた地域

注2)「工場等」とは、工業団地に立地する研究開発、製造又は流通等に係る施設をいう。

注3)「本社機能」とは、地域再生法施行規則（平成17年内閣府令第53号）第8条に規定する特定業務施設をいう。

(2) 貸付条件

貸付限度額	前記(1)貸付対象者 ア、イの場合
	設備資金 2億8,000万円
	運転資金 5,000万円 ※1
	前記(1)貸付対象者 ウ、エの場合
貸付利率	設備資金 1億5,000万円
	運転資金 3,000万円
	年1. 5%
貸付期間 ※2	前記(1)貸付対象者 イの場合
	年1. 1%
	前記(1)貸付対象者 ア、イの場合
	設備資金 15年以内（うち据置3年以内） 運転資金 7年以内（うち据置1年以内）※1
担保	前記(1)貸付対象者 ウ、エの場合
	設備資金 10年以内（うち据置2年以内）※3 運転資金 7年以内（うち据置1年以内）
保証人	必要に応じて徴する
返済方法	必要となる場合がある。ただし、原則として法人代表者以外不要
	元金均等による月賦返済

※1 貸付対象者アについては、運転資金の利用不可

※2 貸付期間は1年超とすること

※3 貸付対象者エのうち土地・建物等の利用は15年以内（うち据置2年以内）

(3) 申込書類

ア 共通提出書類
① 融資あっせん申込書（様式第1号） ② 事業計画書（様式第25号～第25号の3のうち該当するもの） ※ 前記(1)貸付対象者 ア及びウの両方に該当し、同時に申込む場合は様式25号のみの提出でよい（様式25号の2は不要） ※ 前記(1)貸付対象者 イ及びエに該当する者にあつては、②は不要 ③ 貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの（決算後6か月以上が経過している場合は、直近の試算表又は売上の推移が確認できる書類も必要） ④ 長野県県税のすべて及び市町村の定める税目に係る納税証明書（未納のないことを示す証明書） ⑤ 許可証等の写し（許可等を有する業種に限る。許可証等は、許可等の種類ごとに、代表的な事業所分をつけること。特定の店舗に係る資金使途の場合は、当該店舗分の写しも必要となる） ⑥ 金融機関、保証協会等、市町村又は県が必要とする書類
イ 前記(1)貸付対象者イの場合
⑦ ICT 産業立地助成金事業認定通知書の写し
ウ 設備資金の場合
⑧ 設計設備計画図及び見積書並びにカタログ等（写し可） ⑨ 建築確認済証の写し（建築確認が必要な工事を行う場合に限る） ⑩ 不動産売買契約書案等（不動産を対象とする場合に限る） ⑪ 事業所以外の場所に設置する設備にあつては、設置場所の略図
エ 提出部数
4部（なお、③、④は市町村及び県あて2部。⑥は各機関の定めるところによる）

※ 保証協会等に対して、この他に提出が必要な書類は別表のとおり

(4) 融資手続き

「融資手続き（あっせん経路）一覧」の（2）に該当。

(5) その他のポイント

ア 貸付対象者

県外において1年以上継続して同一事業を営んでおり、その経営の実態が良好であり、かつ、当該事業の進展が商工施策の上からも期待されるものについては、県内における営業期間が1年未満の者であっても貸付けの対象とすることができる。

また、県外において1年以上継続して同一事業を営んでいるものが、その事業の一部を分社化し、新たに設立した会社については、新たに設立された会社の営業期間が1年未満の者であっても貸付けの対象とすることができる。

イ 資金使途

(ア) 前記(1)貸付対象者 ア（工場新設・移転）及びイ（ICT 産業立地助成金利用者）に該当する者にあつては、土地の取得及び造成に要する費用並びに建物の建設及び取得に要する費用（工場等に付帯する機械器具、什器備品等の設備資金、（イにあつては設備を導入する際に必要となる工事費等の運転資金）を含む。）であること。

なお、設備資金を伴わない運転資金単独の利用はできないものであること。

(イ) 前記(1)貸付対象者 ウ（設備導入）に該当する者にあつては、当該施設における機械器具、什器備品等の設備資金及び設備を導入する際に必要となる工事費等の運転資金に限るものであること。

なお、設備資金を伴わない運転資金単独の利用はできないものであること。

(ウ) 前記(1)貸付対象者 エ（本社機能移転）に該当する者にあつては、当該本社機能における土地の取得及び造成に要する費用並びに建物の建設及び取得に要する費用（当該本社機能に付帯する機械器具、什器備品等の設備資金及び設備を導入する際に必要となる工事費等の運転資金を含む。）であること。

なお、設備資金を伴わない運転資金単独の利用はできないものであること。

ウ その他

土地の取得又は造成に要する費用（駐車場等に利用する土地を除く）について貸付けを受ける場合は、原則１年以内に建物の工事に着工するものであること。ただし、地方公共団体等との立地に係る契約に特別の定めがある場合は、当該特約の期間内に建物の着工又は操業するものであること。

4—8 信州創生推進資金（ゼロカーボン・次世代産業向け）

(1) 貸付対象者

ア 次の(ア)～(ウ)いずれかの分野に対し、これから事業転換又は新規参入を図る者若しくは事業転換又は新規参入後間もない者

- (ア) 環境・エネルギー関連分野
- (イ) 健康・医療関連分野
- (ウ) 次世代交通関連分野

イ 次の(ア)～(エ)のいずれかに該当する節電・省エネルギー対策のための設備の設置、改造又は修理を行おうとする者

- (ア) 省エネルギー型照明設備（ＬＥＤ照明への切り替え、照明反射板の設置に限る。）
- (イ) エネルギーの使用の合理化に資する施設（信用保険法施行規則別表第二の一に掲げるエネルギー対策保証の対象となる120施設）
- (ウ) 非化石エネルギーを使用する施設（信用保険法施行規則別表第二の二に掲げるエネルギー対策保証の対象となる7施設）
- (エ) 遮熱・断熱設備（屋根、外壁、窓等の遮熱又は断熱性能の向上に資する設備の設置及び改修）

ウ アに該当し、試作開発等から資金回収開始までに相応の期間を要する次の(ア)～(エ)いずれかの者

- (ア) 航空宇宙産業に係る製品を製造する者
なお、「航空宇宙産業に係る製品」とは、厳しい品質保証が要求される航空宇宙産業における利用に特化した製品であること
- (イ) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下、「医薬品医療機器等法」という。）第2条第1項に規定する医薬品を製造する者
- (ウ) 医薬品医療機器等法第2条第5項に規定する高度管理医療機器又は同条第6項に規定する管理医療機器を製造する者
- (エ) 再生可能エネルギーの固定価格買取制度により売電事業を営む者（太陽光発電によるものを除く）

(2) 貸付条件

貸付限度額	前記(1)貸付対象者 ア又はイの場合
	設備資金 1億円
	運転資金 3,000万円
	前記(1)貸付対象者 ウ（資金回収開始まで長期）の場合
貸付利率	設備資金 1億5,000万円
	運転資金 5,000万円
	年1.4%
	前記(1)貸付対象者ア(ア)、イ、ウ(エ)の場合
	年1.1%

貸付期間 ※1	前記(1)貸付対象者 ア又はイの場合
	設備資金 10年以内（うち据置2年以内） うち土地・建物等 15年以内（うち据置2年以内） 運転資金 7年以内（うち据置1年以内）
	前記(1)貸付対象者 ウ（資金回収開始まで長期）の場合
	設備資金 15年以内（うち据置5年以内） うち土地・建物等 18年以内（うち据置5年以内） 運転資金 12年以内（うち据置5年以内）
担保	必要に応じて徴する
保証人	必要となる場合がある。ただし、原則として法人代表者以外不要
返済方法	元金均等による月賦返済

※1 貸付期間は1年超とすること

(3) 申込書類

ア 共通提出書類	
① 融資あっせん申込書（様式第1号） ② 事業計画書（様式第26号～第26号の3のうち該当するもの） ※ 前記(1)貸付対象者 ウ(ア)の場合は、②は不要 ③ 貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの（決算後6か月以上が経過している場合は、直近の試算表又は売上の推移が確認できる書類も必要） ④ 長野県県税のすべて及び市町村の定める税目に係る納税証明書（未納のないことを示す証明書） ⑤ 許可証等の写し（許可等を有する業種に限る。許可証等は、許可等の種類ごとに、代表的な事業所分をつけること。特定の店舗に係る資金使途の場合は、当該店舗分の写しも必要となる） ⑥ 金融機関、保証協会等、市町村又は県が必要とする書類	
イ 前記(1)貸付対象者 ア(ア)（環境・エネルギー）のうち売電に係る設備資金の場合	
⑦ 経済産業省（若しくは一般社団法人太陽光発電協会等）の認定通知書 ⑧ 電力会社への系統連系申込書兼電力販売申込書又は電力会社との接続契約が確認できる書類	
ウ 前記(1)貸付対象者 イ（節電・省エネルギー対策のための設備の設置等）に係る設備資金の場合（任意書類）	
⑨ エネルギーコスト削減促進ツールによる「設備投資診断結果」 ※同ツールを活用して設備投資を行う場合、信用保証料の自己負担なし（事業者選択型経営者保証非提供制度を利用する場合を除く）	
エ 設備資金の場合	
⑩ 設計設備計画図及び見積書並びにカタログ等（写し可） ⑪ 建築確認済証の写し（建築確認が必要な工事を行う場合に限る） ⑫ 不動産売買契約書案等（不動産を対象とする場合に限る） ⑬ 事業所以外の場所に設置する設備にあつては、設置場所の略図	
オ 提出部数	
4部（なお、③、④は市町村及び県あて2部。⑥は各機関の定めるところによる）	

※ 保証協会等に対して、この他に提出が必要な書類は別表のとおり

(4) 融資手続き

「融資手続き（あっせん経路）一覧」の（２）に該当。

(5) その他のポイント

ア 貸付対象者

(ア) 前記(1)貸付対象者 ア の「これから事業転換又は新規参入を図る者」とは、具体的な事業転換計画又は他分野からの新規参入計画を有する者であること。

(イ) 前記(1)貸付対象者 ア の「事業転換又は新規参入後間もない者」とは、前記(1)貸付対象者アの分野に進出してから５年未満の者であること。ただし、前記(1)貸付対象者ア(ア)のうち石油由来製品を環境に優しい素材や製品に転換することに係る研究開発・事業展開を行う者及び再生可能エネルギー関連分野（太陽光発電に係るものを除く。）の者、又は(ウ)のうち、航空宇宙関連分野及び次世代自動車関連分野の者については、進出してから５年未満に限らず対象となる。

(ウ) 前記(1)貸付対象者 ウ（資金回収開始まで長期）に該当する者にあつては、県外において１年以上継続して同一事業を営んでおり、その経営の実態が良好であり、かつ、当該事業の進展が商工施策の上からも期待されるものについては、県内における営業期間が１年未満の者であっても貸付けの対象とすることができる。（再生可能エネルギーの固定価格買取制度による売電事業については、原則として法人は本店登記地が県内である者、個人は住所地が県内である者であること。）

イ あっせん基準

最終製品が前記(1)貸付対象者 ア に該当する分野であっても、その生産に係る汎用的な部品の供給だけでは、対象としない。

ウ その他

(ア) 前記(1)貸付対象者 イ（節電・省エネルギー対策）に該当する者にあつては、以下のとおりであること。

- a 土地、建物の取得に係る費用は貸付対象としないものであること。
- b 運転資金は、固定資産計上されない設備の導入に係る費用に限るものであること。
- c 自社で使用する電気に係る節電・省エネ設備を対象とし、売電事業を行うための設備については対象とならない。
- d エネルギーコスト削減促進ツールは無料で利用可能。同ツールの「Ⅰ導入設備」「Ⅱエネルギーコスト・二酸化炭素排出量」「Ⅲ財務指標」に該当するデータを入力し、「設備投資診断結果」を出力する。

(イ) 前記(1)貸付対象者 ウ（資金回収開始まで長期）に該当する者にあつては、以下のとおりであること。

- a 認定経営革新等支援機関の支援を受けて事業計画を策定すること。
- b 貸付けを受けた者は、設備資金については２年を超える据置期間、運転資金については１年を超える据置期間を設定した場合の据置期間中にあつては、原則として年１回中小企業者等の事業年度ごとに、認定経営革新等支援機関に対し、計画の実行状況を報告するものであること。また、認定経営革新等支援機関は、報告を受け次第、知事、取扱金融機関及び保証協会に対し、中小企業者等の計画の実行状況とともに、認定経営革新等支援機関の経営支援状況を信州創生推進資金の利用に関する報告書（様式第１１号）により報告するものであること。

5—1 経営改善サポート資金（通常型）

(1) 貸付対象者

次のア～シのいずれかの計画等に従い、事業再生の計画等の実施をする者で、事業再生計画実施関連保証制度要綱（20240815 中庁第3号）に定める事業再生計画実施関連保証を利用し、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行う者

ア 独立行政法人中小企業基盤整備機構の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画

イ 認定支援機関（株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成23年法律第113号）第59条第1項に規定する産業復興相談センターを含む。）の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画

ウ 特定認証紛争解決手続（産業競争力強化法第2条第22項に規定）に従って作成された事業再生計画

エ 株式会社整理回収機構が策定を支援した再生計画

オ 株式会社地域経済活性化支援機構（株式会社地域経済活性化支援機構法（平成21年法律第63号）に基づき設置）が再生支援決定を行った事業再生計画

カ 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構（株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法に基づき設置）が支援決定を行った事業再生計画

キ 私的整理に関するガイドラインに基づき成立した再建計画

ク 自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインに基づき作成された計画であって、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）に基づく調停における調書（同法第17条第1項の調停条項によるものを除く。）又は同法第20条に規定する決定において特定されたもの

ケ 中小企業の事業再生等に関するガイドラインに基づき成立した事業再生計画

コ 独立行政法人中小企業基盤整備機構が産業競争力強化法第140条に規定する出資業務により出資を行った投資事業有限責任組合が策定を支援した再建計画

サ 経営サポート会議（信用保証協会や債権者たる金融機関等の関係者が一堂に会し、中小企業者ごとに経営支援の方向性、内容等を検討する場）による検討に基づき作成又は決定された事業再生の計画

シ 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第31条第2項に規定する認定経営革新等支援機関が経営改善計画策定支援事業によって策定を支援した事業再生の計画

(2) 貸付条件

貸付限度額	設備資金・運転資金合計で 1億5,000万円 ※特別型と再生支援強化型との合計で2億8,000万円
貸付利率	年1.6%
貸付期間 ※1	設備資金・運転資金（借換を含む） いずれも 15年以内（うち据置1年以内）
担保	必要に応じて徴する
保証人	必要となる場合がある。ただし、原則として法人代表者以外不要
返済方法	元金均等による月賦返済

※1 貸付期間は1年超とすること

(3) 申込書類

ア 共通提出書類	
① 融資あっせん申込書（様式第1号）	
② 前記(1)貸付対象者 ア～シのいずれかの計画書等の写し	
③ 債権者の合意書の写し（書面で合意がなされている場合に限る）	
④ 貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの（決算後6か月以上が経過している場合は、直近の試算表又は売上の推移が確認できる書類も必要）	
⑤ 長野県県税のすべて及び市町村の定める税目に係る納税証明書（未納のないことを示す証明書）	
⑥ 許可証等の写し（許可等を有する業種に限る。許可証等は、許可等の種類ごとに、代表的な事業所分をつけること。特定の店舗に係る資金使途の場合は、当該店舗分の写しも必要となる）	
⑦ 金融機関、保証協会等、市町村又は県が必要とする書類	
イ 設備資金の場合	
⑧ 設計設備計画図及び見積書並びにカタログ等（写し可）	
⑨ 建築確認済証の写し（建築確認が必要な工事を行う場合に限る）	
⑩ 不動産売買契約書案等（不動産を対象とする場合に限る）	
⑪ 事業所以外の場所に設置する設備にあつては、設置場所の略図	
ウ 提出部数	
4部（なお、④、⑤は市町村及び県あて2部。⑦は各機関の定めるところによる）	

※ 保証協会等に対して、この他に提出が必要な書類は別表のとおり

(4) 融資手続き

「融資手続き（あっせん経路）一覧」の（2）に該当。

(5) その他のポイント

ア 貸付対象者

事業譲渡や会社分割を含む事業再生計画に従って設立する法人については、県内における営業期間が1年未満の者であっても貸付けの対象となる。

イ 資金使途

前記(1)貸付対象者 ア～シに定める事業再生の計画の実施に必要な資金であること。

ウ 借換条件

借入金を借換えるための資金も運転資金として認めるが、その場合は、次のすべての条件を満たすこと。

(ア) 県の制度融資に限り借換が可能であること。

(イ) 原則として同一金融機関での借換であること。

(ウ) 借換対象となる従前の借入金について担保を徴している場合は、借換に際して原則として担保を徴すること。

(エ) 借換により従前の借入金を一括返済すること。

(オ) 融資あっせん申込書（様式第1号）に、資金使途が借換である旨、及び別紙チェックリストに借換対象となる従前の借入金の名称、資金申込年月日及び借入残高等を明記すること。なお、申込書の欄に記載しきれない場合は、別紙に記載の上、申込書に添付すること。

(カ) 責任共有制度対象の保証を責任共有制度対象外の保証に借り換えることはできないこと。

エ その他

- (ア) 前記(1)貸付対象者 ア～シに定める事業再生の計画には次の a ～ c 全ての内容を満たす又は含むこと。
- a 債権者間の合意がとれているもの
 - b 現況・課題と課題を踏まえた改善策
 - c 計画期間中の各事業年度の収支計画及び計画終了時の定量目標並びにその達成に向けた具体的な行動計画
- (イ) 前記(1)貸付対象者 ア～シに定める事業再生の計画の実施期間は、計画を策定した日の属する年度の翌事業年度から 3 事業年度を最短とする。
- (ロ) 中小企業者等は、四半期に一度、取扱金融機関に対し、計画の実行状況を報告するものであること。
- (ハ) 事業再生の計画が前記(1)貸付対象者 ア～シに定める機関、機構又は会議（以下「機関等」という。）の支援に基づき作成されたものである場合、取扱金融機関は当該機関等と連携して、中小企業者等に対して、事業再生計画のフォローアップを通じ、経営支援を行うものであること。
- (ニ) 取扱金融機関は、原則として年 1 回中小企業者等の事業年度毎に、保証協会に対し、中小企業者等の計画の実行状況とともに、取扱金融機関の経営支援状況を報告するものであること。
- (ホ) 取扱金融機関は中小企業者等の実行状況を踏まえ、（事業再生の計画が前記(1)貸付対象者 ア～シに定める機関等の支援に基づき作成されたものである場合にあっては、当該機関等と連携し、）必要に応じて、中小企業者等に対し、計画の修正に係る指導・助言や追加的な経営支援を行うものであること。
- (ヘ) 貸付期間が同一のものに限り、設備資金・運転資金の一括申込みができるものとする。（ただし、設備資金及び運転資金それぞれの金額を明記すること。）

5—2 経営改善サポート資金（再生支援強化型）

(1) 貸付対象者

次のア～シのいずれかの計画等に従い、事業再生の計画等の実施をする者で、事業再生計画実施関連保証（経営改善・再生支援強化型）制度要綱（20250120 中庁第12号）に定める事業再生計画実施関連保証（経営改善・再生支援強化型）を利用し、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行う者

- ア 独立行政法人中小企業基盤整備機構の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画
- イ 認定支援機関（株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成23年法律第113号）第59条第1項に規定する産業復興相談センターを含む。）の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画
- ウ 特定認証紛争解決手続（産業競争力強化法第2条第22項に規定）に従って作成された事業再生計画
- エ 株式会社整理回収機構が策定を支援した再生計画
- オ 株式会社地域経済活性化支援機構（株式会社地域経済活性化支援機構法（平成21年法律第63号）に基づき設置）が再生支援決定を行った事業再生計画
- カ 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構（株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法に基づき設置）が支援決定を行った事業再生計画
- キ 私的整理に関するガイドラインに基づき成立した再建計画
- ク 自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインに基づき作成された計画であって、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）に基づく調停における調書（同法第17条第1項の調停条項によるものを除く。）又は同法第20条に規定する決定において特定されたもの
- ケ 中小企業の事業再生等に関するガイドラインに基づき成立した事業再生計画
- コ 独立行政法人中小企業基盤整備機構が産業競争力強化法第140条に規定する出資業務により出資を行った投資事業有限責任組合が策定を支援した再建計画
- サ 経営サポート会議（信用保証協会や債権者たる金融機関等の関係者が一堂に会し、中小企業者ごとに経営支援の方向性、内容等を検討する場）による検討に基づき作成又は決定された事業再生の計画
- シ 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第31条第2項に規定する認定経営革新等支援機関が経営改善計画策定支援事業によって策定を支援した事業再生の計画

(2) 貸付条件

貸付限度額	設備資金・運転資金合計で 1億5,000万円 ※通常型と特別型との合計で2億8,000万円
貸付利率	年1.6%
貸付期間 ※1	設備資金・運転資金（借換を含む） いずれも 15年以内（うち据置3年以内）
担保	必要に応じて徴する
保証人	必要となる場合がある。ただし、原則として法人代表者以外不要
返済方法	元金均等による月賦返済

※1 貸付期間は1年超とすること

※2 本制度において、次の①及び②を満たす場合に経営者保証を免除する。

- ①令和2年1月29日時点における直近の決算書から経営者保証免除対応確認書記入日時点における直近の決算までのいずれかにおいて資産超過であること
- ②直近の決算における法人と代表者との関係において、法人と経営者の資産・経理が明確に区分されており、法人と経営者の間の資金のやりとり（役員報酬・賞与、配当、オーナーへの貸付け等）について、社会通念上適切な範囲を超えていない。

(3) 申込書類

ア 共通提出書類	
① 融資あっせん申込書（様式第1号）	
② 前記(1)貸付対象者 ア～シのいずれかの計画書等の写し	
③ 債権者の合意書の写し（書面で合意がなされている場合に限る）	
④ 貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの（決算後6か月以上が経過している場合は、直近の試算表又は売上の推移が確認できる書類も必要）	
⑤ 長野県県税のすべて及び市町村の定める税目に係る納税証明書（未納のないことを示す証明書）	
⑥ 許可証等の写し（許可等を有する業種に限る。許可証等は、許可等の種類ごとに、代表的な事業所分をつけること。特定の店舗に係る資金使途の場合は、当該店舗分の写しも必要となる）	
⑦ 金融機関、保証協会等、県が必要とする書類	
イ 前記（2）貸付条件※2の経営者保証免除対応を適用する場合	
⑧ 経営者保証免除対応確認書	
ウ 設備資金の場合	
⑨ 設計設備計画図及び見積書並びにカタログ等（写し可）	
⑩ 建築確認済証の写し（建築確認が必要な工事を行う場合に限る）	
⑪ 不動産売買契約書案等（不動産を対象とする場合に限る）	
⑫ 事業所以外の場所に設置する設備にあっては、設置場所の略図	
エ 提出部数	
3部（なお、④、⑤は県あて1部。⑦は各機関の定めるところによる）	

※ 保証協会等に対して、この他に提出が必要な書類は別表のとおり

(4) 融資手続き

「融資手続き（あっせん経路）一覧」の（3）に該当。

(5) その他のポイント

ア 信用保証協会の事業再生計画実施関連保証（事業改善・再生支援強化型）を利用する者であること（国の全国統一保証制度の対象）

イ 貸付対象者

事業譲渡や会社分割を含む事業再生計画に従って設立する法人については、県内における営業期間が1年未満の者であっても貸付けの対象となる。

ウ 資金使途

前記(1)貸付対象者 ア～シに定める事業再生の計画の実施に必要な資金であること。

エ 借換条件

借入金を借換えるための資金も運転資金として認めるが、その場合は、次のすべての条件を満たすこと。

- (7) 信用保証付き融資に限り借換が可能であること。
- (4) 原則として同一金融機関での借換であること。
- (5) 借換対象となる従前の借入金について担保を徴している場合は、借換に際して原則として担保を徴すること。
- (エ) 借換により従前の借入金を一括返済すること。
- (オ) 責任共有制度対象の保証を責任共有制度対象外の保証に借り換えることはできないこと。ただし、中小企業信用保険法第 12 条に規定する経営安定関連保証（同法第 2 条第 5 項第 5 号（セーフティネット保証第 5 号）に該当する者に限る。）であって、令和 2 年 2 月 1 日から令和 3 年 12 月 31 日までの間に信用保証協会が保証申込み受付し、かつ貸付実行された既往借入金を本制度で借り換える場合（信用保証協会の保証付きの既往借入金の範囲内の額を借り換える場合に限る。）は、この限りではない。

オ その他

- (7) 前記(1)貸付対象者 ア～シに定める事業再生の計画には次の a～c 全ての内容を満たす又は含むこと。
- a 債権者間の合意がとれているもの
- b 現況・課題と課題を踏まえた改善策
- c 計画期間中の各事業年度の収支計画及び計画終了時の定量目標並びにその達成に向けた具体的な行動計画
- (4) 前記(1)貸付対象者 ア～シに定める事業再生の計画の実施期間は、計画を策定した日の属する年度の翌事業年度から 3 事業年度を最短とする。
- (5) 中小企業者等は、四半期に一度、取扱金融機関に対し、計画の実行状況を報告するものであること。
- (エ) 事業再生の計画が前記(1)貸付対象者 ア～シに定める機関、機構又は会議（以下「機関等」という。）の支援に基づき作成されたものである場合、取扱金融機関は当該機関等と連携して、中小企業者等に対して、事業再生計画のフォローアップを通じ、経営支援を行うものであること。
- (オ) 取扱金融機関は、原則として年 1 回中小企業者等の事業年度毎に、保証協会に対し、中小企業者等の計画の実行状況とともに、取扱金融機関の経営支援状況を報告するものであること。
- (カ) 取扱金融機関は中小企業者等の実行状況を踏まえ、（事業再生の計画が前記(1)貸付対象者 ア～シに定める機関等の支援に基づき作成されたものである場合にあっては、当該機関等と連携し、）必要に応じて、中小企業者等に対し、計画の修正に係る指導・助言や追加的な経営支援を行うものであること。
- (キ) 貸付期間が同一のものに限り、設備資金・運転資金の一括申込みができるものとする。（ただし、設備資金及び運転資金それぞれの金額を明記すること。）

別表

区 分		中小企業 振興資金	中小企業振興資金 (創業枠)		小規模 企業発展 資金
			新規開業 予定者	新規 開業者	
申 込 書	様式第1号(別紙チェックリスト含む) (提出部数4部。再生支援強化型は3部。) ※あつせん申込の際に「信用保証委託申込書」及び「保証人等明細」の写しを添付(提出部数2部。再生支援強化型は1部。)				○
※経営改善サポート資金(再生支援強化型)は(3)提出部数4部を経由しない資金は(2部)	貸借対照表(又は試算表)及び損益計算書又はこれらに準ずるもの(決算後6か月以上が経過している場合は、直近の試算表又は売上推移が確認できるもの) (提出部数2部。)				○
	長野県県税及び市町村の定める税目に係る納税証明書(提出部数2部。再生支援強化型は1部。)				○
	許可証等の写し(許可等を有する業種に限る。)	○	○	○	○
	金融機関、保証協会等、市町村又は県が必要とする書類(提出部数は各機関の定めるところによる。)	○	○	○	○
	設計設備計画図及び見積書並びにカタログ等(写し可。設備資金に限る。)	○	○	○	○
	建築確認通知書の写し(建築確認が必要な工事を行う場合に限る。)	○	○	○	○
	不動産売買契約書案等(不動産を対象とする場合に限る。)	○	○	○	○
	事業所以外の場所に設置する設備にあつては、設置場所の略図	○	○	○	○
	中小企業振興資金(短期継続融資枠)運転資金確認票(様式第2号)(短期継続融資枠に限る。)	○			
	職場いきいきアドバンスカンパニー認証書の写し(参考1)、市町村が発行した消防団協力事業所に係る認定通知書の写し又は消防団協力事業所表示制度確認書(様式第3号の2)、健康経営優良法人認定書の写し、長野県SDGs推進企業登録証の写し、業務改善助成金交付決定通知書の写し、要件確認書(様式第3号の3)(しあわせ信州創造枠に限る。)	○			
	経営向上計画書(様式第14号)(必要な場合に限る。)				
	創業計画書(様式第16号)(スタートアップ創出促進保証を利用する場合は同保証所定様式)		○	○※1	
	創業計画に関する意見書(様式第17号)(必要な場合に限る。)				
	収支等計画書(様式第18号)			○※1	
	創業支援施策対象者確認票(様式第19号)及び対象者であることを確認できる書類の写し(イノベティブ枠に限る。)				
	事業計画書(様式第13号、第15号、第20～第26号)(該当者に限る)				○
	市町村長の発行する特定中小企業者又は特例中小企業者の認定書(信用保険法認定(セーフティネット保証又は危機関連保証利用)企業に限る。)(写し可。必要な場合に限る。)				
	売上げ台帳等、要件に該当することを確認できる書類の写し(経済変動等、必要な場合に限る。)				
	倒産企業との取引状況を確認できる書類の写し(連鎖倒産防止の場合に限る。)				
	耐震診断結果書類の写し、事業継続計画(BCP)の写し(該当者に限る。)				
	市町村のり災証明書等(災害によって被害を受けた事実を証するものとして発行されたもの)				
	事業を営んでいない個人であった事実を証する書類(必要な場合に限る。)		○		
	開業届又は商業登記簿謄本等の写し(必要な場合に限る。)			○	
	認定特定支援等を受けた創業者の証明書(該当者に限る。)		○		
	事業承継・引継ぎ支援センターの支援を受けて策定した事業承継計画書、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の規定による都道府県知事の認定書等の写し、事業承継特別保証利用に係る信用保証協会への提出書類(所定様式)の写し(該当者に限る。)				
	中小企業省庁化投資補助金交付決定通知書(該当者に限る)				
	先端設備導入計画に係る認定申請書及び認定書の写し(該当者に限る。)				
	経営革新計画に係る承認申請書及び承認書の写し、経営力向上計画に係る認定申請書及び認定書の写し(該当者に限る。)				
	「保健機能食品制度」の対象となっていることを証する書類(必要な場合に限る。)				
	ICT産業立地助成金認定通知書(該当者に限る。)				
	経済産業省(若しくは一般社団法人太陽光発電協会等)の認定通知書及び電力会社への系統連係申込書兼電力販売申込書(売電に係る設備資金を申込みの場合に限る。)				
	エネルギーコスト削減促進ツールによる設備投資診断結果(節電・省エネ対策のための設備資金を申込みの場合に限る。)				
	経営サポート会議等による検討に基づき作成又は決定された事業再生の計画等の写し				
	債権者の合意書の写し(書面で合意がなされている場合に限る。)				
	経営者保証免除対応確認書(必要な場合に限る。)				
	事業行動計画書				
	「経営力強化保証」申込人資格要件等届出書				
	長野県経営健全化支援資金(新型コロナ借換向け)申込確認書				
	事業者選択型経営者保証非提供制度要件確認書兼誓約書(経営者保証不要枠及び他の資金において事業者選択型制度を利用する場合に限る。)	○			○
書し(信用保証部提出が必ず1対)	保証協会	個人情報の取扱いに関する同意書(原則として、初めて保証協会を利用する場合に限る。)	○	○	○
		印鑑証明書(写し可。保証協会に初めて保証申込をする者及び前回は保証申込から変更のあった者に限る。)	○	○	○
		従業員数確認書類(一定規模以上の会社に限る。)	○	○	○
		商業登記簿謄本(写し可。保証協会に初めて保証申込をする者及び前回は保証申込から変更のあった者に限る。)	○	○	○

(注)

1 添付書類中「貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの」のうち、「これらに準ずるもの」とは、資産負債の状況を示した財産目録及び最近1年間の収支内容を明らかにしたものを用いるものであること。

2 添付書類中「長野県県税及び市町村の定める税目に係る納税証明書」のうち、「長野県県税」とは長野県県税全般を対象とするため、全ての長野県県税に未納がないことの証明書であるので留意すること。

3 添付書類中「設計設備計画図及び見積書並びにカタログ等」のカタログ等については、写真及び金額と仕様に分かる書類(建物の場合は平面図含む)で足りるものであること。

経営健全化支援資金					信州創生推進資金 (創業支援向け)		信州創生推進資金							経営改善 サポート 資金
経営安定 対策	特別経営 安定対策	防災・ 災害対策	物価高 対策	新型コロナ 借換向け	新規開業 予定者	新規 開業者	事業承継 向け	省力化投 資向け	事業展開 向け	IT産業 向け	地域活性 化向け	企業立地 向け	ゼロカー ボン・次 世代産業 向け	
○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○			○※1	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○		○											
					○	○※1								
					○									
						○※1								
					○	○								
		○					○	○	○	○	○	○	○	
○	○			○										
○	○		○											
	○													
		○												
		○												
					○									
						○	○							
					○									
							○							
								○						
									○					
										○				
												○		
													○※2	
														○
														○
														○※3
				○										
				○										
				○										
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○

※1 ※1が記載されているいずれかの書類の提出となる。

※2 同ツールを活用して設備投資を行う場合、信用保証料の自己負担なし（事業者選択型経営者保証非提供制度を利用する場合を除く）。
資金を利用するための必須書類ではない。

※3 経営改善サポート資金（再生支援強化型）にのみ必要。